

第46回 埼玉県消費者大会

高めよう、消費者市民力！
平和で安心してらせる
社会をつくりましょう

昨年の消費者大会より



日 時 2010年10月14日(木) 全体会 10:30~12:30
分科会 13:30~15:45

会 場 埼玉会館 大ホール・小ホール・会議室

主 催 第46回埼玉県消費者大会実行委員会

後 援 埼玉県

第 46 回埼玉県消費者大会実行委員会参加団体名簿

【大会役員】 実行委員長 加藤 ユリ（新日本婦人の会埼玉県本部）
 副実行委員長 宮前 やす（埼玉母親大会連絡会）
 事務局 長 伊藤 恭一（埼玉県消費者団体連絡会）

団 体 名	代表者名
埼玉県地域婦人会連合会	片貝 弥生
コーペル	宮沢 方子
新日本婦人の会埼玉県本部	加藤 ユリ
埼玉母親大会連絡会	高田 美恵子 加藤 ユリ 今泉 政江
埼玉公団住宅自治会協議会	佐藤 利彦
埼玉県生活協同組合連合会	伊藤 恭一
埼玉県生協ネットワーク協議会	滝澤 玲子
生活協同組合さいたまコープ	佐藤 利昭
生活協同組合ドゥコープ	坂本 美春
医療生協さいたま生活協同組合	神谷 稔
さいたま住宅生活協同組合	本山 豊
埼玉県労働者共済生活協同組合（全労済）	片山 修三
J A 埼玉県女性組織協議会	青木 敏子
埼玉県農民運動連合会	立石 昌義
N P O 法人埼玉消費者被害をなくす会	池本 誠司
埼玉県消費生活コンサルタントの会	佐藤 洋子
春日部市くらしの会	齋藤 恂子
加須市くらしの会	杉沢 正子
久喜市くらしの会	宮内 智
志木市くらしの会	木下 里美
白岡町くらしの会	川嶋 ヒロ子
越谷市消費生活研究会	中村 千代子
さいたま市消費者団体連絡会	久慈 美知子
所沢市消費者団体連絡会	河村 フクエ
朝霞市くらしの会	吉田 裕子
埼玉県西部地区消費者団体活動推進世話人会	木下 里美

も く じ	大会プログラム	1	分科会資料	17
	基調報告	5	実行委員会参加団体紹介	32
	県への要請書	14	資料編：市町村における消費生活	
	大会アピール（案）	16	関連事業調査の結果報告書	42

大会プログラム（全体会）

開場：10時00分 開会：10時30分 閉会：12時30分

- 10時30分 開会（司会）
荏原 正子 さん（埼玉県生協ネットワーク協議会）
根本 マサ子 さん（志木市くらしの会）
- 10時32分 合唱（松山婦人会コーラス部）
「翼をください」「Believe」「埴生の宿」
- 10時45分 実行委員会団体紹介
- 10時48分 主催者挨拶
加藤 ユリ 実行委員長
- 10時53分 来賓挨拶
上田 清司 さん（埼玉県知事）
- 11時00分 基調報告、埼玉県への要請
伊藤 恭一 事務局長
- 11時25分 記念講演
『いまを、いきいきと生きる』
～ひとりからはじまる、社会との向き合い方～
澤地 久枝 さん（ノンフィクション作家）
お願い：講演中の録音、写真・ビデオ撮影はご遠慮下さい。
- 12時25分 大会アピール採択
関根 耕太郎 さん（埼玉県農民運動連合会）
- 12時30分 閉会

お願い：会場内では携帯電話の電源はお切りください。
開演中の飲食はご遠慮ください。

大会プログラム（分科会）

開場：13時00分 開会：13時30分 閉会：15時45分

No.	分科会名	内 容	会 場
1	「食と農の 未来を考える」	日本の09年度の食料自給率(カロリーベース)は40%で、前年度に比べ1.3ポイント低下してしまいました。私達の食料事情は世界情勢や天候に左右されます。今後の食料、農業、地域社会、環境問題と消費者、市民の関わり方について一緒に考えて行きましょう。	小ホール
	助言者	林 薫平さん(公益財団法人 生協総合研究所 研究員)	
2	「身近な問題から考える医療と介護」 ～明るい老後のために～	介護保険制度は2000年にスタートして早いもので10年が経過しました。また、この制度の事がよく分からないという方も多いですが、来年には法律を改正する動きがあります。介護が必要になった時に、あなたはどのようなか?一緒に考えてみましょう。	2階 ラウンジ
	助言者	養田 亜矢子さん(熊谷生協ケアセンター 所長)	
3	「行動する消費者をめざして！」	「賢い消費者」から「行動する消費者」へ。消費者が社会の主役となり積極的に参画する「消費者市民社会」をつくるため、今できることは何か。具体事例を参考に、消費者・消費者団体の行動力をつけていきましょう。	3C 会議室
	助言者	弁護士 徳彦さん (弁護士・全国消費者行政ウォッチねっと事務局長)	
4	「ここまで進んでいる 温暖化！」 ～私たちにできることは…～	温暖化とは聞くけど、なぜ温暖化をストップさせなければならない?生命への影響は?疑問に思うことはいっぱいあるけれど、実際に私たちが住んでいる埼玉県はどうなっているの?という疑問にお答えします!みんなで出来ることを一緒に考えていきましょう。	7B 会議室
	助言者	嶋田 知英さん(埼玉県環境科学国際センター) 竹内 正明さん(埼玉県環境部温暖化対策課)	
5	「子どもを惹きつける インターネット」 ～ネット社会の魔の手から 子どもを守るには～	プロフ上のトラブルについて、大きく取り上げられることが減り関心が薄れてきていますが、ネットトラブルは依然起きています。ゲーム機からでもつながってしまうインターネットについて最新の状況を学び、保護者として出来ることを一緒に考えましょう。	7A 会議室
	助言者	小川 真佐子さん(青少年メディア研究協会 調査員)	

☆プロフィール☆

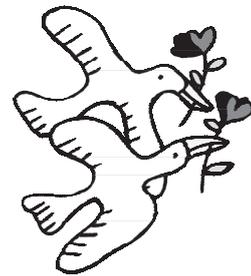
1930年東京生まれ。幼少期に父の仕事の関係から中国東北部（満州）に渡り、そこで敗戦を迎える。18歳の時、中央公論社に就職、そのかわり1950年に早稲田大学第二文学部国文科に入学。1954年に卒業後、10年ほどの編集者生活ののちに、五味川純平氏の資料助手として『戦争と人間』の執筆を助け、1972年に『妻たちの二・二六事件』を出版し、本格的な執筆活動に入る。その後、事件の当事者たちからの綿密な聞き取り調査を中心に、周辺諸資料の詳細な検討を加えた実証的な著述は、ノンフィクションという枠を越え、「昭和の語り部」としての独自の歴史ドキュメンタリーの世界を構築している。



『雪はよごれていた』では二・二六事件の軍法会議の裁判官であった匂坂春平の残した裁判記録をもとに、事件をめぐる陸軍内部の駆け引きを描き出している。「戦争へと至った昭和史の実相に迫るノンフィクションを著した業績」にたいして、2008年度朝日賞受賞。沖縄密約問題をとりあげた著書『密約 外務省機密漏洩事件』があるが、実際の全容が明らかになり、大きな話題となっている。

☆主な著書☆

- 妻たちの二・二六事件（中央公論社）
- 密約 外務省機密漏洩事件（中央公論社）
- 暗い暦 二・二六事件以後と武藤章（エルム）
- 火はわが胸中にあり 忘れられた近衛兵士の叛乱－竹橋事件（岩波現代文庫）
- ぬくもりのある旅（文藝春秋）
- 昭和史のおんな（文藝春秋）
- 忘れられたものの暦（新潮社）
- 昭和史のおんな 続（文藝春秋）
- 滄海（うみ）よ眠れ ミッドウェー海戦の生と死 1-6（毎日新聞社）
- 世代を超えて語り継ぎたい戦争文学（佐高信 共著）（岩波書店）
- 人は愛するに足り、真心は信ずるに足る－アフガンとの約束（中村哲 共著）（岩波書店）
- きもの筆筒（淡交社）
- 琉球布紀行（新潮文庫）
- 他 多数
- 講談社おとなになる旅（ポプラ社）
- もうひとつの満洲（文藝春秋）

1. 翼をください**2. Believe****3. 埴生の宿**

松山地区ハートピアまつりにて (H22.2.27)

松山婦人会コーラス部

平成12年6月発足。平成19年より松崎直子先生にご指導頂き、新たな部員を迎え、今年で4年目となりました。19名のメンバーで毎月2回、休憩を入れながら2時間の練習を松山市民活動センターで行っております。

健康維持のために、足腰等の姿勢に気をつけて「楽しく元気に」を目標に頑張っています。発表の場としては、年に1度、松山地区ハートピアまつりに参加しております。

講師 松崎 直子

東京音楽大学卒業。

東松山音楽センター講師としてピアノを指導。

初めてのコーラス指導は、4年目になりました。メンバーと共に発展途中です。全員気持ちを込めて歌いますので、どうぞお聞きください。

**代表 森 和江****電話 0493(23)9311****FAX 0493(23)9312****練習 第1、第3木曜日****午後1時30分～3時30分****松山市民活動センター**

大会スローガンと基調報告

「高めよう、消費者市民力！」

平和で安心してらせる社会をつくりましょう」

I. 社会のありかたが問われています—消費者市民社会をめざしましょう

1. 消費者市民社会とは、消費者・生活者が主役となる社会です。

(1)人は、豊かな消費生活を願う『消費者』とゆとりある生活を願う『生活者』の立場を兼ね備えている、この人たちのことを『消費者市民』と呼べよう。(内閣府・平成20年度版国民生活白書)

(2)それぞれの幸せを追求し、その生活を充実したゆとりのあるものにできる社会、そうした社会をめざすために『消費者市民』が社会の主役として社会の発展と改善に積極的に参加する社会です。(平成20年度版国民生活白書)

2. 消費者市民社会とは、消費者・生活者のくらしが最優先される社会です。

(1)消費者の利益と権利が尊重される公正で健全な消費社会です。

①消費者行政や消費者関連法の充実・整備が必要とされています。

②消費者の利益と安全を第一とした商品・サービスが提供されなければなりません。

③消費者市民には適切に商品・サービスを選択する力と公正で健全な消費社会をつくるうえでの行動力が求められています。

(2)憲法の理念が生かされ、平和で安心してらせる社会です。

①日本憲法の理念は、“国民主権”“平和主義”“基本的人権の尊重”です。

②憲法第25条1「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(生存権)が生かされることを要望しています。

3. 消費者・生活者のくらしが最優先される社会、消費者市民社会への“入り口”にさしかかっています。

(1)「消費者・生活者最優先」「国民生活が第一」「生活を守り抜く」「国民が主人公」「生活再建」などの理念がすべての政党から異口同音に掲げられるようになりました。

①昨年9月新設された消費者庁は「行政のあり方を事業者優先から国民一人ひとりの立場に立ったものに転換していく」意義を有しているとされています。

②昨年の総選挙、今年の参議院選挙は、各政党が「消費者・生活者のくらしが最優先される」政策を前面に出しての争いとなりました。

③「国民生活が第一」「コンクリートから人へ」とした政権政策では、執行不全や後退を余儀なくされているものもあり、国民からすれば期待外れの声も上がっています。

(2) 社会進歩を後戻りさせず一步一步消費者市民社会を築いていきましょう。

- ①何よりも政府や政治の信頼が不可欠です。税金の無駄遣い・汚職・腐敗のない清潔で透明度の高い政治が求められています。
- ②「消費者・生活者のくらしを最優先した」政策が揺るぎなく推進されるように、消費者市民は、これまで以上に願いや要望を発信し働きかけを強めていくことが重要といえます。

II. 今、私たちのくらしは

1. 国民生活は益々厳しさを増しており、多くの国民が貧困に苦しんでいます。

(1) 家計の収入は、この10年で1割近くも減り、貧困が広がっています。

- ①2008年の調査では、年収300万円以下が1,787万人(全体の3割)、ワーキングプアといわれる年収200万円以下の人は1,070万人に上っています。
- ②日本の相対的貧困率は、15.7%(2007年)と先進国30カ国中4番目に高くなっています。深刻なことは、母子家庭などの一人親世帯の貧困率が60%弱と最も高い国になっていることです。
- ③2009年度の完全失業率は5.2%、失業者数は約350万人となっています。若者15～24歳の失業率は11.1%と世代別では最も高くなっています。
- ④失業者のうちで失業給付を受けているのは20%程度です。しかも、給付期間は最長でも1年以内の短さです。ヨーロッパの手厚い保障(最長4年)とは対照的です。
- ⑤非正規雇用の労働者は1,700万人を上回り、3人に一人が非正規雇用です。特に若者と女性は2人に一人が非正規雇用ともいわれています。
- ⑥2009年度生活保護世帯年平均127万世帯176万人と急増しています。さらに深刻なことは、生活保護基準以下の収入しか得られていない世帯が700万世帯を上回っていることです。
- ⑦免除や猶予を受けている分を除外した、国民年金の実質納付率は43.4%と、4年連続で50%以下となっています。一方、無年金者は100万人以上、受給者の月平均金額は5万円以下と国民年金制度の改善も切迫しています。
- ⑧不況の中にあっても大企業は利益を蓄積し、この10年で内部留保金を倍増(2009年度末244兆円)させてきています。

(2) さまざまな悲劇が国民を襲っています。不安社会・日本ともいえます。

- ①今年1月の世界23カ国の世論調査によれば、日本人の86%が不安を感じていると回答しています。不安の具体的内容では、年金82% 医療56% 介護53%などが挙げられています。
- ②2009年の自殺者総数は3万2,845人で、12年連続で3万人を超えました。「経済・生活問題」が原因となった自殺者は8,377人に上ることが、自殺率(10万人あたりの自殺者の数)の高い理由となっています。2008年の学生・生徒の自殺は972人に上り、子供の自殺も依然深刻です。
- ③生活保護も受けられず全く収入の道が閉ざされ、餓死する人は毎年約100人と推計

されています。

- ④国民健康保険料が払えず健康保険証を取り上げられている世帯は、31 万世帯にのぼります。健康保険証がない、経済的負担が大きいなどの理由で医療が受けられず死亡する人も後を絶ちません。全国の救急病院だけでも2年間で275人が亡くなった記録があります。
- ⑤特別養護老人ホームの待機者は42万人と急増しています。必要な人に介護が行き届かない不十分な介護保険制度のもとで、「老老介護」「介護難民」「介護失業」ばかりか、切羽詰まった「介護殺人」「介護心中」の悲劇も増加しています。

2. 長期的に重要な課題である子育て・教育支援は緒に就いたばかりです。2009年度の合計特殊出生率は1.37で、2008年度と同じとなっています。

(1) 子育て・教育などの家庭の負担が大きいことが少子化の主な原因です。

- ①日本の子育て支援の公的支出は、ヨーロッパの国の3分の1程度と大変少ないと指摘されています。
- ②子ども手当の増額（中学卒業まで月13,000円支給）が始まりましたが、総合的な子育て支援の施策が求められています。
- ③子ども医療費の無料化は、中学卒業までの通院・入院無料が全国で広がっています。しかし、市町村の格差が大きいことが問題となっています。
- ④認可保育所への潜在的な待機児童は80万人に上ると推計されており、認可保育所の増設が急がれています。
- ⑤児童虐待事件は今年1～6月で181件と、過去最悪となっています。判明しているだけで187人の子どもが虐待を受け18人の子どもが命を落としました。また、2008年度の児童虐待対応件数は42,664件と一貫して増加しており、児童福祉司の増員、権限の強化など制度の充実が必要となっています。

(2) 経済格差の拡大の中で、教育格差が広がっています。

- ①日本は教育費への公的財政支出が非常に少なく、高等教育における私費負担の割合は約7割と、先進国28カ国平均の2倍以上となっています。これが、授業料をはじめ大学における個人の負担の大きさの原因となっています。大学生・高校生の経済的理由による中途退学も増えています。
- ②高校授業料の実質無料化が行われました。公立高校では授業料の徴収がされず、私立高校では原則年12万円給付されることになりました。しかし、大学授業料の減額や給付制の奨学制度の実現はこれからとなっています。
- ③中央教育審議会（文科大臣の諮問機関）が学級編成の標準を現行の40人から引き下げることを求めました。先進国の学級規模は概ね20人程度となっており、少人数学級の教育効果は大きいと評価されています。

3. 雇用政策と社会保障を組み合わせ、誰でもが安心して生きていける生活保障の政策づくりが求められています。

(1) 日本の国民は、長年、医療・年金などの社会保障の充実を願っています。

- ①政府の最新の「国民生活に関する世論調査」においても、政府への要望の最多は「医療・年金などの社会保障の整備」で70%、7年連続で1位となっています。
- ②2007年の社会のあり方を尋ねた調査では、「北欧のような福祉を重視した国」が約6割と最も高い結果でした。自己責任が強調される“小さな政府”よりも、社会保障の充実した格差の少ない社会を日本国民は願っていることが、様々な調査で浮き彫りにされています。
- ③埼玉県2010年度の県政世論調査における「県政の要望」においても「高齢者の福祉を充実する」「医療サービス体制を整備する」が1位、2位の順位を占めています。
- ④今、急いで、具体的にどのような生活保障の制度を目指すのかが提起されるべきです。そして、そのための財源・国民負担のあり方はどうすべきなのか、国民的議論と合意を得ることが求められています。
- ⑤まずは税金の無駄遣いを徹底して失くし、どれだけ財源を確保できるかということが国民負担の議論の出発点といえます。
- ⑥同時に、企業には雇用や賃金の保証、税金や社会保障での応分の負担など、社会的責任を果たすことが求められています。税金と社会保障の負担を合計した企業の負担額は、先進国の中では低いとされています。

(2) 多くの人が働き続けられ、その賃金で生活していける社会が基本です。

- ①「人生前半の社会保障」とも言われる格差のない教育制度が大切です。子供たちが共通のスタートラインに立ち努力すれば希望が持てるという環境を整えることです。
- ②労働者派遣法、育児休暇制度、最低賃金制度などの雇用関連法令を、働く者の立場を重視して改正することが必要とされています。
- ③雇用は流動的です。手厚い失業保険の給付と職業訓練・紹介などの転職支援、生涯教育政策の充実が求められます。

(3) 働くことができなくなったときに、生活が保障される制度が必要です。

- ①最低保障年金の導入など、すべての人を対象に最低限の生活が維持できる年金制度を、急いで確立することが望まれています。
- ②健康保険料や自己負担の低減化をはかり、すべての人が必要な医療を受けられる皆保険制度の維持が切実となっています。
- ③保険料・利用料の低減化、生活援助の給付拡大など介護保険制度の充実が求められています。
- ④より多くの失業者を対象に、より長期の失業給付がされるよう、雇用保険制度の改正がさらに必要とされています。

Ⅲ. かけがえのない地球を次世代に引きつぐために

～世界の市民が連帯と共生する世紀に～

1. 地球温暖化防止のためには、「産業革命前の気温から上昇を2度以内に抑える」とい

ウコペンハーゲン合意がまとまりました

(1) この合意によって、先進国は温室効果ガスを 2020 年までに 1990 年比 25～40%の削減、2050 年までに 80%以上の削減が求められています。

- ①国連気候変動枠組み条約第 15 回締約国会議では、当初目的とした京都議定書に続く 2013 年以降の次期枠組みを決められず、今年の秋に行われるメキシコでの C O P 16 に先送りされました。
- ②アメリカは、二酸化炭素 (C O₂) 排出「2005 年比 17%削減」の数値目標を決定することができていません。一方、中国では総量削減ではなく、国内総生産 (G D P) 単位当たりの C O₂ 排出量を、2020 年に 2005 年比 40～45%少なくする目標を掲げるに止まっています。
- ③世界的な経済不況を背景に、地球温暖化対策には逆風が強まっているとの見方もでています。温暖化対策が積極的に推進されるように世界の市民が連携し、運動を強めていくことが重要になっています。

(2) 「2020 年に 1990 年比で 25%減らす目標」を世界に宣言した日本政府は、世界の地球温暖化対策においてリーダーシップを発揮することが期待されています。

- ①「1990 年比 25%削減」を可能とする行程表が作成されなければなりません。最重要テーマは、実効性ある排出量取引制度の導入です。
- ②原子力発電所 14 基の新設と発電所稼働率の引き上げが提起されています。しかし、原発の安全性と放射性廃棄物の処理・処分も未確立とされ不安が指摘されています。
- ③その一方で、再生可能エネルギーの供給計画は 10%程度と消極的です。太陽光・風力・水力・バイオ発電など積極的に推進すべきといえます。

(3) 埼玉県で 2009 年度より始まった地球温暖化対策実行計画では、2020 年において 2005 年比 25%の削減を目標としています。

- ①埼玉県は、2011 年 4 月からオフィスビル、商業施設や工場などの大規模事業所に二酸化炭素 (C O₂) 排出量削減制度を義務付けます。2014 年度までの第一期 4 年間の削減目標は、年平均で 6～8%となっています。東京都では、今年の 4 月から先行実施されています。
- ②太陽光発電の普及、県民運動としての“家庭の電気ダイエットコンクール”、“エコライフデイ”など積極的にすすめられています。

2. 被爆者や世界の市民の核兵器廃絶を求める声の高まりのなかで、「核兵器のない世界」は実現可能な目標になってきました。

(1) 5 月に開催された N P T (核不拡散条約) 再検討会議は、全会一致で「核兵器のない世界を達成する目標を追求する」と議決しました。

- ①核兵器国は、核軍備削減・撤廃に至る措置に関して具体的に進展させることを約束しました。
- ②核兵器国は、核軍備削減・撤廃の約束について 2014 年の N P T 再検討会議準備委員会に報告することが求められると議決されました。

(2) 2015 年の次回 N P T (核不拡散条約) 再検討会議は、核兵器廃絶の絶好のチャンスです。

- ①2015 年の N P T 再検討会議は、条約第 6 条 (核兵器国の核軍縮を行う義務) の全面履行、具体的には核兵器廃絶の行程表が議題と決められました。
- ②核兵器禁止条約を締結させ、核兵器国をして期限を明確にした核兵器廃絶のロードマップ (行程表) を作成させることが今後の運動の目標です。
- ③唯一の被爆国である日本の政府には、世界の国々の中で先頭に立って核兵器廃絶の運動をすすめることが期待されています。

IV. 消費者力の発揮による公正で健全な消費社会づくりを

1. 昨年 9 月消費者庁が創設され、消費者行政充実の取り組みが始まりました。

(1) 消費者政策の一元化とは、情報を集約・分析し、消費者政策全般を立案することでしたが、消費者庁の役割の発揮は不十分との評価になっています。

- ①全国の自治体・保健所などから消費者関連の事故情報と全国の苦情相談情報 90 万件が集約されるようになりました。
- ②しかし、消費者庁の事務局は 200 名と体制は脆弱で処理が追いつかず「情報がいかされていない」「対応が遅い」と指摘されています。

(2) 消費者基本法の理念に基づき、消費者政策を計画的・一体的に推進する第 2 次「消費者基本計画」が今年 3 月閣議決定されました。

- ①2010 年度から 5 年間で期間とし、毎年度検証・評価・監視し、見直しを行うこととなっています。
- ②「消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援」「地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実行性の確保・向上」「経済社会発展への対応」の基本政策に基づいて 171 の施策が決められました。
- ③「食品安全庁」の検討、消費者団体訴訟制度の拡充、食品表示に関する一元的な法律の制定、消費者教育の推進、消費者被害の防止、消費者団体の育成・支援のあり方などが施策として挙げられています

2. 地方消費者行政は後退しており、各市町村での消費者行政充実の取り組みが重要になっています。

(1) 1998 年からの 10 年間地方消費者行政は大きく後退していました。

- ①地方消費者行政予算は、この 10 年で 42% (100 億円以上) 減少しました。
- ②消費者行政担当職員もこの 10 年で 38% の減少という状況です。全国 1,772 市町村のうちで専任の担当職員がいないところが 88% にものぼります。
- ③地方消費者行政充を図るために、国の予算として 2009 年度から 2011 年度の 3 年間で対象に、223 億円の地方消費者行政活性化交付金が手当てされました。地方の消費者行政を充実させる働きかけが大切になっています。

(2) 埼玉県内の消費生活相談体制は大きく拡充されることになりました。

- ①2009 年度県内の消費生活相談は 49,472 件数と、前年比 2.6%の減少でしたが、60 歳以上の高齢者からの相談件数は 5%増加し、全体の 3 割を占めています。相談できない高齢者も多く、地域包括センターと連携しながら見守りネットワークを広げていく施策が提起されています。
- ②2009 年 4 月現在の相談体制（70 市町村のうち）は、週 4 日以上窓口開設 24 市、週 4 日未満 16 市 7 町、未設置 2 町 1 村となっています。
- ③2011 年度末までに、64 市町村のうち 61 市町が週 4 日以上窓口（消費生活センター）を設置する計画で、全国的な先進事例とされています。

(3) 今年 5 月、関東で初めて「埼玉消費者被害をなくす会」が着物レンタルの不法なキャンセル料条項の差し止め訴訟を行いました。

- ①契約後 1 週間以内であっても、キャンセル料は契約金額の 30%などという法外な内容になっていました。7 月、裁判における和解が成立し、差し止め訴訟をした条項の不使用が決められました。
- ②消費者団体訴訟制度による適格消費者団体は、全国で 9 団体と増加し、賃貸住宅の敷金返金、予備校の入学金・授業料返金、有料老人ホームの入居一時金の返却などでの不法・不当な条項を差し止める成果が相次いで生まれてきています。

V. 必要な食料の確保と食の安全は、消費者の願いです

1. 食料の安全保障、食料主権の考え方で国の礎である農業を守ることが大切になっています。

(1) 将来、食料危機が心配されています。世界で食料の増産が必要です。

- ①2050 年には、世界の人口は 91 億人となり、今よりも 70%の食料の増産が必要とされています。
- ②世界で飢餓状態の人は、この 10 年で 8 億人から 10 億人以上に増加しています。そして、毎日 25,000 人の人が餓死しており、世界の死因の第 1 位とされています。
- ③国連食糧農業機関は、今後 10 年の間に世界の食料価格は 40%上昇することもあるとの見通しを発表しました。

(2) 国連では、「食料主権」と「食料の権利」を大切な権利としています。

- ①「すべての国と国民は他国からの強制を受けず、自分たちの食料・農業政策を決定する権利を有する」とする「食料主権」を、国家主権に属する固有の権利と強調しています。
- ②誰もが安全で栄養のある食料にありつける「食料の権利」を「不可欠な人権」としていますが、世界の飢餓人口は増加の一途を辿っています。

2. 日本では、2020 年には自給率 50%を目標とした新しい農業政策が始まりました。しか

し、2009年度の食料自給率（カロリーベース）は40%と下がりました。

(1) 全販売農家を対象にした新しい戸別所得補償制度が始まりました。

- ① 米については、10a 当たり 1 万 5 千円と標準的生産費との差額補助が制度化されました。
- ② 米粉・飼料用米・バイオ燃料米など新規需要米については、10a 当たり 8 万円の補助がされます。
- ③ 水田転作の麦・大豆への助成は、最高 10a 当たり 3 万 5 千円に留まっており、これまでの助成を下回る事例も発生するといわれています。

(2) 所得補償制度は財源が不十分で、農家の再生産を保障するものになっていないといわれています。

- ① 販売農家（平均 1.8ha）の 2007 年平均農業所得は 37 万円で、平均面積が 7 ha の主業農家でさえ農業所得は平均 337 万円となっています。
- ② 農業所得に占める直接支払いの割合は米国 26.4%、仏・英・スイス 90% に対して日本は 15.6% で補償金額は少なすぎると指摘されています。

(3) 日本は外国の土地、水と労働力によって胃袋を満たしてもらおう国です。

- ① 農業は国民への食料の提供とともに、洪水防止機能、河川流況安定機能、地下水涵養機能、土壌侵食防止機能など国土を守る重要な公益的機能も有しています。農業・農地は大切に保全されるべきです。
- ② 日本の農地面積は現在 461 万 ha です。日本の食料を生産するために耕作されている外国の土地は 1,200 万 ha とされています。
- ③ 日本の農作物の輸入量は約 6,000 万 t です。輸入農産物を国内で生産したと仮定しての必要な水（仮想水 バーチャルウォーター）の量は 640 億 t で、国内で使用する水とほぼ同量の水を外国に頼っていることになります。
- ④ フードマイレージは「食べ物の重さ×運ぶ距離」で計算されます。日本のフードマイレージは 9,000 億 t・km で世界最大であり、アメリカ・韓国の 3 倍となっています。国内産においても輸送距離による違いがあり、なるべく近くで採れた食料を食べた方が環境に良いということです。

3. 食品の偽装事件は後を絶たず、消費者は“食の安全”への強い不安を抱いています。引き続き食の安全性を確保する社会システムづくりが重要です。

(1) 昨年、66 件 37 法人 107 人が食品の偽装事件として摘発されました。件数は過去最高、一昨年の 2 倍で、偽装事件の発生は頻繁といえます。

- ① うなぎ・精米・精肉の偽装が常に繰り返されています。
- ② 「飼料用に使われたと確認した」と農水省が 2008 年 11 月に発表した汚染米 3,000 t が、実は食品加工用に販売されていたことが判明しました。農水省の管理・監視・調査のずさんさが重大問題といえます。
- ③ 中国で山東省のメーカーの粉ミルクを飲んだ赤ちゃんの、胸が膨らむなどのホルモン異常が見つかりました。粉ミルクに女性ホルモンが混入した疑惑が浮上しています。

す。2008年には健康被害乳幼児約30万人に及んだメラミン混入の汚染粉ミルク事件がありました。

(2) 食品の安全性が確保されるように、食品の監視・検査・表示制度の一層の充実が求められています。

- ① 輸出国の情報収集と調査を活発にし、輸入食品の検査の厳格化が求められています。米国産牛肉からBSEの病原体が蓄積しやすい脊柱が度々見つかっています。
- ② 遺伝子組み換え食品の表示義務は、5%以上の遺伝子組み換え食品由来のたんぱく質を含むものとされており、ヨーロッパの0.9%以上と比べて大変緩やかなものになっています。また、義務対象食品も少なく設定されており、全体では約90%が表示義務なしともいわれています。
- ③ 照射食品・受精卵クローン牛の流通などの不安も指摘されています。検査の徹底と表示制度の確立が望まれています。
- ④ 埼玉県では精肉・精米へのDNA検査が導入されました。無機質検査などの導入も含め表示の特別調査の拡大が要望されています。
- ⑤ 新しい消費者基本計画には、最優先課題として「消費者の安全・安心の確保」が掲げられ、輸入食品の検査・監視体制の強化、食品表示に関する一元的な法律の制定、加工食品の原材料の原産地表示、遺伝子組み換え食品の表示義務の拡大などが具体的施策に挙げられています。積極的な検討が期待されています。

要 請 書

私たちは、今年26の県域・市域の消費者団体による実行委員会を4月15日に発足させ、半年に及ぶ準備活動を経て、本日、第46回埼玉県消費者大会を開催致しました。この間、埼玉県からは格別の御支援御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、未曾有の世界同時不況の底は脱したものの、依然世界の経済・財政は不安定で景気回復の道筋が見えていません。とりわけ、日本経済は09年度GDP実質5%のマイナスと先進国最大の落ち込みとなりました。しかし、逞しい大企業は不景気の中にあっても利益を着実に積み上げてきています。その一方、雇用者報酬の総額は97年にくらべて26兆円も少なくなっています。働く者や生活者に不況のしわ寄せや負担が強いられているともいえます。

今、経済や社会の仕組みの大転換が求められています。私たちはこの消費者大会で消費者市民社会の実現を呼びかけました。事業者・産業優先の社会から消費者・生活者が最優先される社会への転換です。内閣府の調査でも「医療や年金などの社会保障整備」が7年連続で国民の要望の第1位です。雇用と賃金の確保、年金や医療・介護などセーフティネットの充実によって、国民が安心して生きていける社会を築くことが喫緊の課題となっています。

このような中で、私たちは、「高めよう、消費者市民力！ 平和で安心してくらせる社会をつくりましょう」のスローガンを掲げ、安心してくらせる社会づくりについて話し合いました。この消費者大会の討議に基づき、以下のように、政府や県などの行政への要望事項を取りまとめました。知事には、私たち消費者の願いを受けとめ、県の行政施策に反映されるとともに、国や市町村行政に働きかけて頂きたいと要請する次第です。

記

1. 暮らしについて

- (1) 財政不足を補うだけの消費税増税は反対です。あるべき社会保障の全体像を提起し、そのための財源・負担のあり方を国民的議論をするように国に要望して下さい。
- (2) 国に、最低保障がされる公的年金制度を急いで実現するように要請して下さい。
- (3) 県内においても積極的に就労支援政策を進めて下さい。

2. 医療・介護・福祉について

- (1) 引き続き、医師や看護師など、医療従事者の確保と育成に努めて下さい。
- (2) 後期高齢者医療制度の廃止と75歳以上の医療費無料化を要望します。
- (3) 市町村と連携し国民健康保険料を大幅に減額されることを要望します。
- (4) 要介護者すべてに介護サービスが行き届くように、特別養護老人ホームなどの介護施設の拡充、介護職員確保のための待遇改善など介護保険制度を充実改善して下さい。

3. 子どもの健全な発達について

- (1) 県の施策として小学校までのこども医療を無料化して下さい。そして、全ての市町村

で中学生までを対象とした子ども医療が、現物給付で助成されるようにして下さい。

- (2) 学校給食費など含めて義務教育と高等学校を無償にして下さい。
- (3) 大学の授業料を無償もしくは低額にして下さい。また、給付制奨学金制度の実現のために国に働きかけるとともに、県独自の施策を検討されることを要望します。
- (4) 保育所の待機児童をなくすために、公的責任による認可保育所の増設を求めます。
- (5) 子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチンの公的定期接種の実施を要望します。

4. 消費者行政などの充実について

- (1) 市町村の消費者相談体制・消費者自立支援活動の強化を引き続き推進して下さい。
- (2) この3月に閣議決定された消費者基本法にも消費者団体の育成・支援のあり方が検討されます。率先して、県域・市町村の消費者団体への支援を具体化して下さい。
- (3) 消費者被害・貧困・介護・独居・児童虐待など悲惨な事件が地域で発生しています。行政と地域の住民・消費者団体の協働で“見守り・支援”そして、適切に対応する仕組みを県と市町村で検討して下さい。消費者団体も積極的な参加を検討します。

5. 農業と食料自給率について

- (1) 全ての販売農家を対象とした価格・所得保障などの農業所得補助予算が増やされるように国に働きかけて下さい。埼玉県も独自上乗せをして支援を強めて下さい。
- (2) 学校給食での県産農産物の使用率を高めることなど地産地消をさらに推進して下さい。埼玉県の自給率向上に繋がる施策を進めてください。

6. 食の安全について

- (1) 輸入食品の安全性を確保するために、国へ監視・検査体制の強化を要請して下さい。冷凍加工食品の残留農薬検査など食品の検査を充実するようにして下さい。
- (2) 県内の食品事業者の衛生監視指導を強めるために食品監視員を増員するなど保健所の機能を強化して下さい。食品の監視・指導計画の充実を望みます。
- (3) 食肉と精米でDNA検査による表示の特別調査が始まりました。無機質検査など含めて引き続き偽装表示、不当表示の取締りを徹底して下さい。

7. 環境について

- (1) 地球温暖化防止のために、実効性のある温室効果ガス排出量取引制度、全県でのレジ袋の有料化、コンビニなどの深夜営業の見直しなど企業・事業者の温室効果ガスの排出対策を一層強力にすすめて下さい。
- (2) 太陽光発電をはじめ家庭が省エネ生活へ転換するような財政支援を強めて下さい。また、エコライフDAYや電気ダイエットコンクールなど県民への啓発活動もさらに進めて下さい。

8. 核兵器の廃絶にむけて

- (1) 「核兵器のない世界」にむけて被爆国の日本の政府が先頭に立って世界の各国に核兵器の廃絶を訴えるように政府に働きかけて下さい。
- (2) 国会が「非核三原則」議決をするように国に意見書を提出して下さい。被爆者団体・平和団体と連携して埼玉県内で核兵器廃絶の運動が広がるようにして下さい。

埼玉県民のみなさんへのアピール(案)

私たちは、「高めよう、消費者市民力！平和で安心してくらせる社会をつくりましょう」をスローガンに、第46回埼玉県消費者大会を開催しました。

経済危機からの出口を模索している日本経済は、私たちの暮らしに深刻な影を落としています。雇用調整、賃金の引き下げ、失業者の増大、税金・社会保険料の増大、医療・介護、年金等の社会保障の抑制により、多くの国民が日常の生活や将来に不安を抱えています。そのためにも、誰もが安心してくらせるよう社会保障の充実と消費者・生活者の暮らしが最優先される社会への転換が求められています。

食品においては、相次ぐ産地偽装等が発生し、不安の声が高まっています。私たちは引き続き「食品の監視・検査体制の強化」など食の安全を確保する社会システムの確立を求めていくことが大切です。一方、食料自給率（カロリーベース）は、前年より低下し40%と先進国の中でも最低水準となっています。将来、深刻な食糧不足が懸念されるなか、日本の農業を守り、食料自給率の向上は重要な課題となっています。

私たちが切望してきた消費者庁と消費者委員会が昨年9月に創設されました。新しい消費者行政は、行政のあり方を事業者優先から消費者一人ひとりの立場にたったものに転換することです。国は、本年3月に新たな段階のもと、消費者基本計画を定めました。私たちはこの基本計画を実効性あるものとするため、今後、十分な検証・評価・監視を行い、必要な役割を発揮していきます。

5月に開催されたNPT（核不拡散条約）再検討会議では、64項目の行動計画を含む最終文書が採択され、核兵器のない世界への国際機運が高まっています。また、温室効果ガスの削減は待ったなしです。気温上昇を産業革命前に比べ2度以内に抑えることが求められています。かけがえのない地球を次世代に引き継いでいくために、核兵器廃絶と地球温暖化防止は世界の大きなテーマとなっており、日本が先頭になりその役割を果たしていくことが求められています。

私たちは、暮らしの中の問題を学び、声を出し、力を合わせて、平和で安心してくらせる社会を次の世代に引き継ぐことを大切にしていきたいと思います。

2010年10月14日 第46回埼玉県消費者大会

◆第1分科会◆

「食と農の未来を考える」

林 薫平 さん（生協総合研究所 研究員）

○ 農業と農産物流通の半世紀

・・・消費者の視線から振り返る

○ 2008年の食と農のショック

○ 今後の食料・農業・地域社会・環境問題と

消費者・都市住民のかかわり方

◆第2分科会◆

「身近な問題から考える医療と介護」 ～明るい老後のために～

養田 亜矢子 さん（熊谷生協ケアセンター 所長）

「地域で暮らす」を支えるには ～介護の現状と今後～

熊谷生協ケアセンター 養田亜矢子

- 1 介護保険制度について
対象となる人
種類
費用の目安
- 2 現状
介護保険の改定によりもたらされていること、影響
- 3 介護を取り巻く制度について事例を通して考える
独居の認知症高齢者との関わりを通して見えたもの
・自分や、自分に関係のある人が要介護状態になったとき、どうします？

住み慣れた地域でいつまでも元気に

- ※介護保険は各市町村が運営しています。
- ※40歳以上のみなさまが加入者（被保険者）となり、保険料を納めることで、介護が必要になったときに介護サービスが利用できます。
- * 65歳以上の方は【第1号被保険者】
→介護が必要であると認定を受けて利用
- * 40～64歳の方は【第2号被保険者】
→介護保険で対象となる病気が原因で要介護認定を受けた場合に利用（特定疾病16種類）

サービスと費用の目安

- ①居宅介護支援（ケアマネジャー）
サービスの利用についての相談
ケアプラン（計画書）の作成
利用料：無料



サービスと費用の目安

- ②訪問介護（ホームヘルプサービス）
ヘルパーが訪問し、身体介護
や生活援助を行います

費用のめやす

()内は利用者負担

身体介護中心	30分未満	2,540円 (254円)
	30分～1時間未満	4,020円 (402円)
生活援助中心	30分～1時間未満	2,290円 (229円)
	1時間以上	2,910円 (291円)

※早朝・夜間・深夜などの加算があります

乗車・降車等介助 (1回)	1,000円 (100円)
---------------	---------------

(身体介護中心)

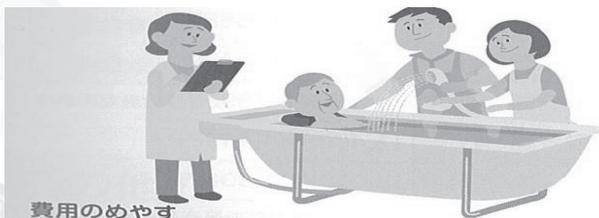
- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシューズの交換
- 通院の付き添い etc

(生活援助中心)

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理 etc

サービスと費用の目安

- ③訪問入浴介護
介護士と看護師が移動入浴車で訪問します。



費用のめやす

()内は利用者負担

1回	12,500円 (1,250円)
----	------------------

サービスと費用の目安

- ④訪問看護
看護師などが訪問し、医療行為や療養上の相談に応じます。

病院・診療所から	20分～30分未満	3,430円 (343円)
	30分～1時間未満	5,500円 (550円)
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	4,250円 (425円)
	30分～1時間未満	8,300円 (830円)

※早朝・夜間・深夜などの加算があります



サービスと費用の目安

通所介護 (デイサービス)

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰り受けられます。

- 基本のサービスに加えて
- 個々の状態に応じた機能訓練(個別機能訓練)
 - 食事に伴う指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。

費用の目安
()内は利用者負担
[通常規模の施設 / 6~8時間未満利用した場合]

要介護 1	6,770円(677円)
要介護 2	7,890円(789円)
要介護 3	9,010円(901円)
要介護 4	10,130円(1,013円)
要介護 5	11,250円(1,125円)

※利用するメニューによって別に費用が加算されます
 ・個別機能訓練 270円(27円) / 1回
 ・栄養改善 1,500円(150円) / 1回
 ・口腔機能向上 1,500円(150円) / 1回など
 ※食費、日常生活費は別途負担します

通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

- 基本のサービスに加えて
- 食事に伴う指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。

費用の目安
()内は利用者負担
[通常規模の施設 / 6~8時間未満利用した場合]

要介護 1	6,880円(688円)
要介護 2	8,420円(842円)
要介護 3	9,950円(995円)
要介護 4	11,490円(1,149円)
要介護 5	13,030円(1,303円)

※利用するメニューによって別に費用が加算されます
 ・栄養改善 1,500円(150円) / 1回
 ・口腔機能向上 1,500円(150円) / 1回など
 ※食費、日常生活費は別途負担します

急速に進行する埼玉の高齢化、独居世帯

高齢者(千人)	2005年	2015年	増加数(%)	順位
埼玉県	996	1,767	771(77.4%)	1
千葉県	932	1,569	637(68.3%)	2
神奈川県	1,299	2,088	789(60.7%)	3
愛知県	1,117	1,720	603(54.0%)	4
大阪府	1,442	2,187	745(51.7%)	5

独居世帯数	2005年	2015年	増加数(%)	順位
埼玉県	126	220	94(74.9%)	1
千葉県	123	203	80(65.0%)	2
神奈川県	209	323	114(54.9%)	3
愛知県	152	228	76(50.2%)	4
茨城県	55	83	28(50.0%)	5

利用者の視点を欠いた改定

- 利用料が高く、利用の抑制のおそれあり
利用料負担増で、サービスの利用を減少・中止するケースは多い。報酬単価の引き上げで利用量の自己規制をもたらす
- 要介護ごとの支給限度額がそのまま
支給限度額が上がらないと、給付される範囲が狭まり、自己負担の発生につながる

※審議会でも指摘されたが、厚労省は見直しを見送り

介護認定 4月から新方式

新方式で現行方式より軽度・重度に判定された件数(二次判定)

新方式で現行方式より軽度・重度に判定された件数(二次判定)

現行の判定	軽度に変更	重度に変更	判定が一致
非該当		205	241
要支援 1	227(4%)	1531	4215
要支援 2	1974(31%)	1092	3261
要介護 1	1121(19%)	868	3993
要介護 2	1223(28%)	609	2612
要介護 3	806(23%)	592	2125
要介護 4	493(22%)	242	1495
要介護 5	345(19%)		1500
計	6189	5139	19442

軽度に変更2、3割も 利用制限深刻に

厚労省資料
小池議員に示す
介護認定の軽度化が進む中、利用制限が深刻化している。軽度化が進む一方で、重度化も進んでいる。利用制限が深刻化している。軽度化が進む一方で、重度化も進んでいる。利用制限が深刻化している。

認定軽度化`介護切り`!!

要介護度基準 来月厳格に

寝たきりでも「移動」は「自立」

実態映さず不安

「国は聞き取りによる重要項目を排除することで審査会を形骸化し、認定を軽度化させようとしている。介護が必要かどうかの状況をきちんと反映できない」
(立教大・服部万里子教授)

「東京新聞」
2009年3月9日

全日本介護福祉協会

事例紹介

Y・Tさん 女性 87歳 1人暮らし
 子供なし(一女をもうけるが2才~3才時死別)
 キーパーソンは妹さんで県南に在住
 夫は40年以上前に他界、以後1人暮らしを続けてきた
 健康で病歴なし、腰痛で受診し介護保険申請
 老人性認知症の診断 IIIaレベルで杖歩行可
 古くからの住宅街で商店や近所の人とは顔見知り
 近所にスーパーあり(後に閉店)
 隣家のSさんは母親も含めて40年以上の付き合い
 同じく隣家のKさん夫妻と30年来の付き合い

当ケアセンターの初期のかかわり

生協による助け合い、週1回の弁当宅配を受けていた腰痛で受診できないと連絡があり、介護保険で対応この頃から被害妄想出現、「近所の人が植木を盗む」被害的な言動のため近所の人との関わりが減少

↓
ケアマネの対応としては

妹さんと連絡をとりデイケアを導入、週/2回利用妹さん夫妻が泊まりがけで来てくれるようになった近所の生協組合員さん、民生委員さんの協力も得て日常生活は維持、近所のスーパーが台所替わりに

近所のスーパーが閉店、ヘルパー導入

この頃よりガス台のつけ忘れ頻回ヘルパーが準備を置いてもお粥を焦がすことも近所のお店で同じ食材を大量購入

宅配弁当
電磁調理器の導入を検討

↓
解決にならない

そこで ヘルパーの訪問を増やし 週/2回 → ほぼ毎日
ケアマネがお店に向いて協力を要請
お金の管理は妹さん
Kさん、Sさんの見守り・声かけ

お金の置き忘れや物盗られ妄想が酷くなって

「ヘルパーに衣類を盗まれた」
お金を入れた場所を忘れ、「誰かが泥棒に入った」
妹がお金を勝手に使っている、ヘルパーが盗った
腹巻に財布が入れているので、デイで入浴しない

↓
対策として

ヘルパーの持ち物は本人の居室に置くようにした
直接お金を本人から預かる(ある程度は持たせる)
ヘルパーのメンバーをほぼ固定化する
デイでは責任者にお金を預けることで納得してもらう

認知症がさらに進行

ちょっとした環境の変化にも敏感に
家のまわりの物音、ヘルパーの言動や交代
男性に対しての妄想(工事や訪問販売員が怖い)
夜間、早朝に不安、妹さんに頻回にTEL
お金への執着? やこだわり、不安
一人暮らしが長く、永く家計や財産を自己管理していた
若い頃、宝くじ売場で働いた経験が影響か
万券を何枚か持たないと不安、財布隠しあり
金銭面で妹さんに不信任感
被害妄想の悪化
玄関前で「変な男が居る」と騒ぎ警察官に保護

家族やケアマネだけで支えるのは困難と判断 地域調整会議を開くことにした

妹さん夫妻や市長寿いきがい課、地域包括支援センター、民生委員さん、Kさん夫妻、各サービス事業等を集めて会議を開催する(Kさんは欠席)

問題点やこれまでの支援経過を話して協力を要請
Kさん夫妻、商店などの声かけの努力を位置づける
あらためて地域で見守ることを確認
身体機能が低下したり、火災の危険があれば施設入所検討 → Xデーがくるかもしれない

地域調整会議を持ってからの変化 火事を起こしたら大変、何とかして!(施設に入れて)

↓
変わったことがあったら連絡しよう!
施設の前にもっとやれることはある
民生委員、ケアマネの顔が見えてきた
家族の大変さを理解「ひとごとでない」

↓
ケアマネに情報が集まるようになってきた
認知症についての理解が深まった

現在の様子及び対応

- いきなり施設入所としない対応をしています
 長年住み慣れた家を中心にケアを考えている
- ・デイサービスとナイトケアの組み合わせを提案
 - ・まずは、新しいデイサービスの利用に慣れること
 - ・Kさん夫婦の不在時にナイトケアを利用する

その結果

日中のサービスは喜んで利用、穏やかに過ごせる
 Kさん夫妻の不在時の泊まりは了解

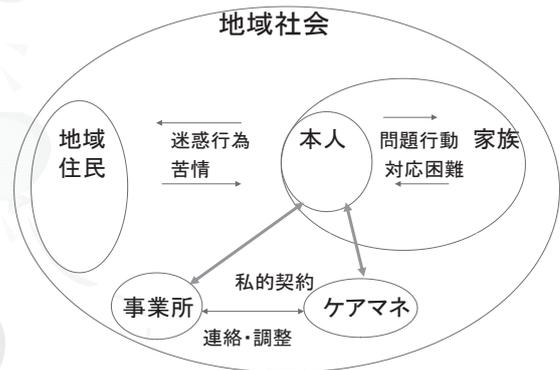
1人暮らしで認知症のケースの課題

特に女性の場合→いつまでも主婦として行動する
 (例) 炊事したい=火災の危険に直結
 自分で家や財産を守っていかなければという思い
 何か困っても相談してくれる人が身近にいない
 ADLの低下、歩行機能が不安定で転倒のリスクあり
 新しいことへの理解や行動は難しい
 (例) 緊急通報、電磁調理器の導入など
 家族の関わり方の難しさ、問題行動への対応を迫られる

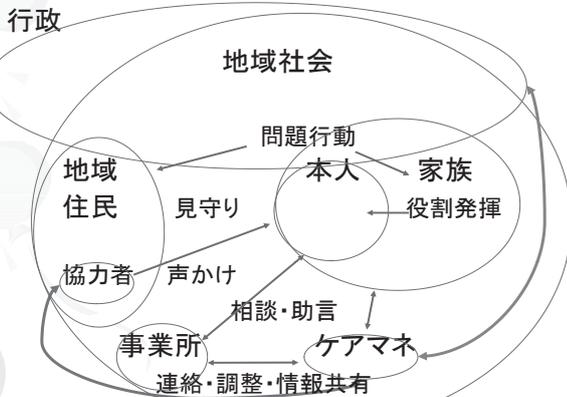
介護保険のサービスだけでは対応できない

在宅サービスは24時間ではない
 夜間の不穩には対応出来ない(定点サービスのみ)
 自分でやりたい！生きようとする力は認知症でもある
 「ご飯食べた?」、「ガスは閉めた?」と声かけあれば
 「おやすみ」を言ってもらえるだけで済む場合もある
 地域ぐるみで認知症に向き合えるか
 若い頃、地域の中心だった年代が介護問題に直面
 対応の仕方、セイフティーネットをどうつくるか

今回の事例から言えることは



今回の事例から言えることは



おわりに

近所づきあいしてますか
 自分のことを相談できる友人はいますか
 困ったとき近所の人は相談に乗ってくれますか
 仕事と家の往復になっていませんか?
 あなたは家族や友人の力になってますか?

自分自身と長年住んでいる地域を
 もう一度見直してみよう!

◆第3分科会◆

「行動する消費者をめざして！」

拝師 徳彦 さん （全国消費者行政ウオッチねっと事務局長・弁護士）

第1 消費者問題を取り巻く状況の確認

1 消費者被害の現状

- (1) 全国の消費者センターに寄せられる相談件数はほぼ高止まりの状態が続いている
- (2) 高齢者を集中的に狙った取引被害・高額な金融被害などが後を絶たない
e x. 未公開株取引被害, リフォーム詐欺など
- (3) 事故原因究明体制が不十分であり, 発生した事故を教訓に生かせないまま同種事故が再発 e x. エレベーター事故, プール事故など

2 消費者行政一元化の動き～消費者庁・消費者委員会の創設～

(1) 消費者庁・消費者委員会とは

- ・消費者庁 消費者問題に関連する法律を直接所管・共管。消費者事故情報を一元的に集約・分析・公表。措置要求等を通じて消費者行政全般の司令塔機能を発揮。
- ・消費者委員会 内閣府本府に設置。消費者庁をはじめとする消費者行政全般を監視し, 建議・勧告を行う。従来の審議会としての役割も併せ持つ。

(2) 消費者庁・消費者委員会の課題

事故情報の収集・分析体制, 消費者庁と消費者委員会の役割分担等課題は山積。地方消費者行政の充実支援をどうするかが大きな課題となっている。

3 地方消費者行政の状況

①一般会計と消費者行政の財政の推移

- ・消費者行政予算は、過去10年間で33.8%減少（都道府県は53.8%減少）
- ・一般会計歳出額の減少率（10年間に約6.8%減少）を大幅に超えている。

	歳出純計決算額 (百万円)	地方消費者行政予算 (百万円)	
	地方公共団体合計	地方公共団体合計	(内) 都道府県
平成10年度	102,868,902	16,379	9,971
平成11年度	104,006,504	15,978	8,820
平成12年度	100,275,101	16,539	8,898
平成13年度	100,004,082	15,609	8,031
平成14年度	97,170,222	14,729	7,962
平成15年度	94,887,025	13,101	6,359
平成16年度	93,442,236	13,034	6,428
平成17年度	92,936,469	12,211	5,676
平成18年度	91,528,325	11,605	4,654
平成19年度	91,181,397	10,830	4,340
対10年度減少率	Δ11.3%	Δ33.8%	Δ53.8%

②地方公務員数と消費者行政職員数の推移

- ・消費者行政担当職員は過去10年間で37.9%減少
- ・地方公務員全体の減少率は9.5%（一般職で13.8%）減少

	地方公務員合計	(内)一般行政職員	消費者行政職員数	消費生活相談員数
平成10年度	2,819,267	1,163,127	10,172	2,383
平成11年度	2,802,559	1,158,314	10,308	2,513
平成12年度	2,777,434	1,148,242	10,296	2,676
平成13年度	2,722,663	1,110,220	10,342	2,918
平成14年度	2,699,701	1,096,539	10,397	3,081
平成15年度	2,677,358	1,082,191	10,093	3,144
平成16年度	2,651,778	1,066,302	9,253	3,314
平成17年度	2,620,066	1,046,425	7,873	3,342
平成18年度	2,588,517	1,025,753	7,113	3,732
平成19年度	2,551,663	1,002,735	6,572	3,539
対10年度減少率	△9.5%	△13.8%	△37.9%	増48.5%

（教育、警察、
消防を除く）

※歳出純計決算額・地方公務員全体数は総務省「地方財政白書」から

※消費者行政予算・消費者行政職員数・相談員数は国民生活局「都道府県等の消費者行政の現況」から

※消費生活相談員数は算定方法の問題があり、平成20年度は2,734人である。

4 消費者団体の現状

中央レベル，地方レベルで大小さまざまな消費者団体が存在。

ほとんどの団体が人材不足（高齢化），資金不足に苦しんでいる。

熱意はあるのに，期待された役割を十分果たし切れていない。

第2 消費者市民社会とこれからの消費者像

1 消費者市民社会の考え方 <国民生活白書>（平成20年版）

・「消費者市民社会」とは、個人が、消費者・生活者としての役割において、社会問題、多様性、世界情勢、将来世代の状況などを考慮することによって、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味している。（2頁）

・消費者市民は、経済主体として、企業から出された情報に基づいて費用に比べて効用や便益が大きい商品・サービス、企業を選択する。そうした行動によって消費者・生活者にとって望ましい競争と公正な市場が生まれる。（4頁）

・消費者市民が、社会の問題解決、困窮者への支援、人々や社会のつながりの重視など社会的価値行動が高まり、伝播していけば、それが大きなうねりとなり、社会構造自体の変革につながろう。（4頁）

・消費者市民社会は心のゆとりと成熟した社会をもたらしものでもなければならぬ。困窮者や高齢者に鞭打って「主体的役割を果たせ」という社会ではない。消費者市民がやさしい眼差しを持って一般的な消費者・生活者と連帯し、また企業で働く人も消費者・生活者の視点を持って事業活動を見直し、社会構造を良くしていく社会である。（5頁）

・他方で、食品の安全性、偽装表示などから消費者問題への関心は高まっているが、消費者・生活者が個人の能力を超えたリスクに直面している時、そのリスクを事前に予防または最小限に制限・除去する役割は依然行政にあると言える。（5頁）

＜消費者行政推進基本計画＞（2008（平成20）年6月27日閣議決定）

「（消費者行政の）強化・充実のためには、消費者の声を真摯に受け止める仕組みの存在と消費者による強力な後押しが欠かせない。消費者がよりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与することがあってこそ、新組織はその存在感を高めることができる。」

＜日弁連第52回人権擁護大会「消費者被害のない安全で公正な社会を実現するための宣言」＞（2009（平成21）年11月6日）

「・・・消費生活について安全と公正が確保されている社会。消費者が、適切に消費行動を行ったり、あるいは社会的活動を行うことにより、誠実な事業者・生産者を支援し、また、事業者・生産者の質の向上、市場や社会の改善を図っていくことができる社会。

・・・消費者をつなぎ支える消費者団体と専門家を含めたネットワークがつけられている社会。

このような「消費者市民社会」の確立をめざして、・・・。」

2 消費者市民社会と消費者団体の役割

（1）消費者意思の集約・形成機能

個々の消費者が単独で社会を変えていくのは困難

→多数の消費者が手を結ぶことで発言力・実現力を高めるとともに、消費者団体が中心となって建設的な意思形成を行うという役割を担う。

（2）多様化・専門化する消費者問題への対応

現代の消費者問題は多様化・専門化。こうした中で、常に変化し続ける幅広い消費者問題に対して、個々の消費者一人一人が十分な専門知識・情報を持ち、適切な判断を下していくのには限界があるのではないか。

→「消費者のプロ」としての消費者団体

3 消費者市民社会と行政の役割

行政が、消費者被害の防止・救済対策と消費者団体の育成支援によって、消費者・消費者団体による社会的行動を促進する。

⇒消費者が参加し学ぶ機会を行政が提供する、消費者団体が学び行動する場と財政、情報等を行政が支援する。

※前提として、消費生活の安全・安心を確保するため必要な規制を行うことは当然

4 消費者市民のイメージ～「賢い消費者」から「行動する消費者」へ

（1）従来型の「賢い消費者」像

〔消費者の社会的価値の選択行動〕

消費者が、社会的価値を配慮した選択行動をとる。

⇒社会的価値を配慮した消費者の選択行動が、消費者志向の事業者の活動を支援し、安心・安全な市場形成を促進する。

⇒地産・地消、エコ商品、無農薬野菜など、商品の社会的価値を学習し選択行動に活かす。

(2) これからの「行動する消費者」は・・・

【消費者・消費者団体の社会的連帯行動】

消費者・消費者団体が、安心・安全に生活できる市場と社会のルール作りに積極的に関与する。

⇒消費者個人の選択の責任＝賢い消費者像・個人の注意に矮小化するのではなく、消費者全般が安心・安全に生活できる社会のルールを、自覚的な消費者と行政の協働によって実現すること。

5 具体的な行動提案

- ・ウォッチねっとの「訪問販売お断りステッカー」の意味と活用例。
- ・地域の見守りネットワークの形成。cf. 静岡での取り組み
- ・適格消費者団体の活用。
- ・消費者団体だけで行動するのではなく、テーマに応じて他の市民団体，自治体，民生委員などと手を結んで活動を広げる。

 e x. 地元の消費者行政充実を目的とした地域ネットワークの結成
→ 県レベルで実現できている地域はさらに市町村レベルでの運動の展開を。

「ここまで進んでいる温暖化！」～私たちにできることは…～

嶋田 知英 さん（埼玉県環境科学国際センター）

地球温暖化の埼玉県への影響

埼玉県の温暖化の実態と予測

熊谷気象台の気温上昇は、1897年から1979年までは100年当たり1.43℃の上昇に止まっていたが、1980年以降2007年までの上昇は100年当たり6.54℃となっており、上昇速度が著しく加速している。

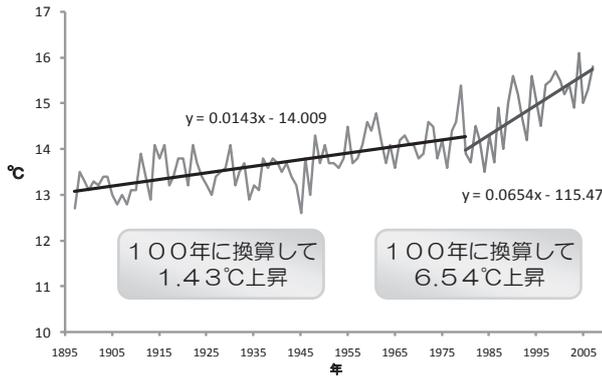


図 熊谷気象台の年平均気温の推移

1980年頃から本格的な観測が始まったアメダスの県内測定局8カ所の年平均気温の推移を見ると、2006年までの気温上昇は100年当たり5.5℃となっている。

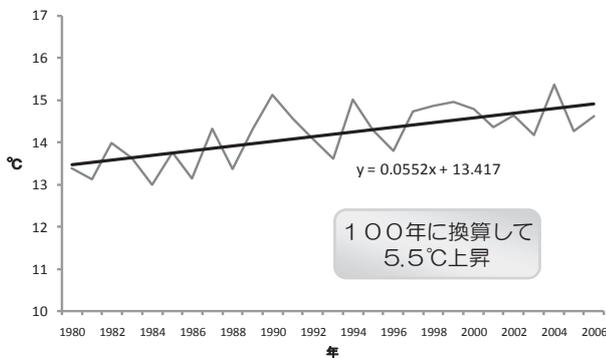


図 県内アメダス8ヶ所平均の年平均気温の推移

気象台、アメダスともに埼玉県内の過去25年程度の気温上昇率は極めて高く、IPCCの最も過酷な予測（100年後に6.4℃上昇）と同等となっている。ただし、この急激な温度上昇にはヒートアイランド現象の影響も大きく寄与していると考えられる。

熊谷気象台の真夏日日数は、1980年代は年平均46日だったが、2000年以降年平均64日と急激に増加した。冬日日数は1990年以降減少し、1980年代は年平均60日だったが、2000年代は年平均45日となった。また、埼玉県のアメダスにおける1980年以降の夏日、真夏日の増加率も、100年当りに換算すると、それぞれ100日及び93日となっており、今後大幅に増加することが予

想される。

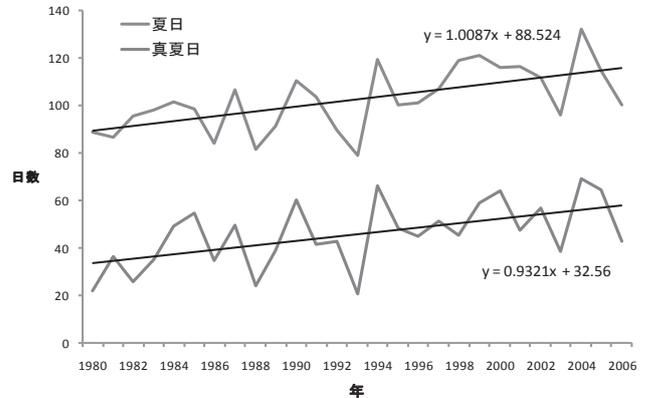


図 埼玉県内アメダス測定局の夏日・真夏日の推移

埼玉県における温室効果ガス濃度の推移と予測

埼玉県東秩父の近年のCO₂濃度は390ppm前後で、国内の清浄地域より約10ppm高く、騎西はさらに10ppm程度高い。2001年度以降のCO₂の濃度上昇は、約2.5ppm/年に加速している。

埼玉県で最近の濃度上昇が続くと、東秩父のCO₂濃度は2030年には450ppm前後、2050年には500ppm前後となり、都市部はさらに10ppm以上の高濃度が想定される。これはIPCCが示した、排出量が比較的多いA1Bシナリオと同程度である。

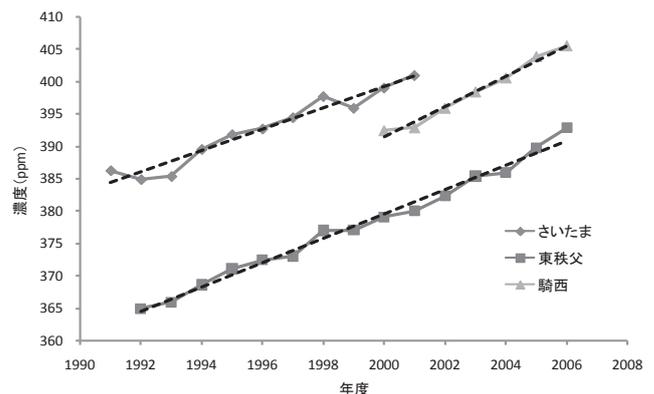


図 埼玉県における温室効果ガス濃度の推移（二酸化炭素）

温暖化の大気汚染影響予測

埼玉県は日本で最も光化学オキシダント（Ox）による汚染が甚大な地域である。Oxの主成分であるオゾンは温室効果ガスでもあり、近年、地球規模で濃度が上昇している。

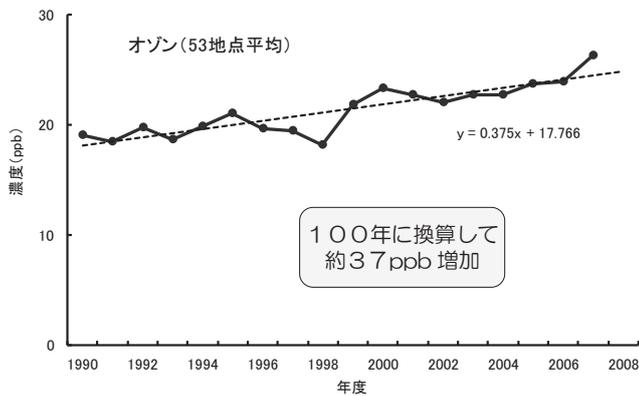


図 埼玉県における光化学オキシダント濃度の推移

『地球温暖化「日本への影響」』によれば、温暖化の影響だけで、北関東地域では、2031～2050年に現状より最大6ppb程度、2081～2100年に最大10ppb程度のOx濃度の上昇が予測されている。

浮遊粒子状物質のうち、光化学反応によって生成する二次生成粒子の濃度は最近では上昇傾向も見える。今後、温暖化により、Ox濃度の上昇を介して二次生成粒子濃度の上昇が考えられる。

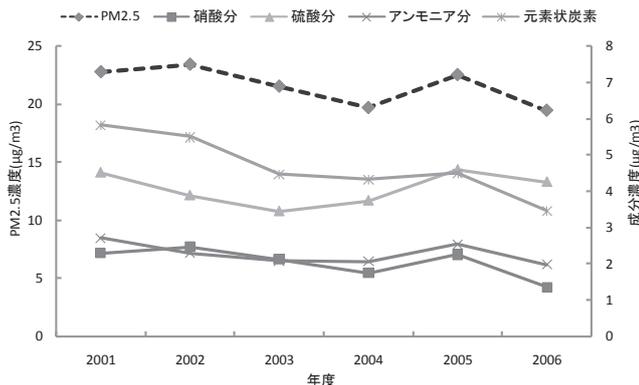


図 騎西におけるPM2.5及び構成成分濃度の推移

温暖化の自然環境への影響

植物への影響

埼玉県のブナは、標高1150mから1550mの範囲に全体の約80%が分布しているが、4.3℃の気温上昇を想定すると、ブナの好適な地域は標高で860m上昇し、2010m～2410mとなる。この標高区間の埼玉県における面積は約683haであり、現在のブナを含む群落面積6880haの10分の1程度となり長期的には衰退が懸念される。

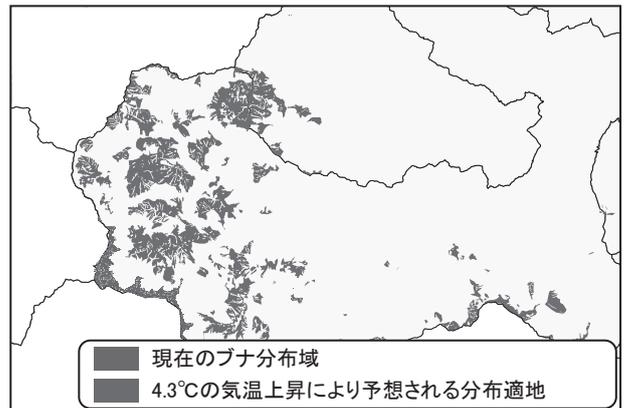


図 気温が4.3℃上昇した場合のブナ分布域予想適地
さらに高標高の1900m前後に分布するシラビソは、現在の分布域も890haと少ないが、亜高山帯原生林の代表植生である。4.3℃の気温上昇を想定すると、現在の分布域は標高にして860m低下したことに相当し、雁坂嶺の頂上(2350m)であっても、現在の標高1490mの気温条件となり、現在のシラビソ分布域は生育不適地となる。そこにダケカンバ、ナナカマド、ブナなどの広葉樹が侵入し針広混交林となり、一部はササ原に変化するなど、シラビソの純林は消滅する可能性が高い。

埼玉県内の平地のスギは、1970年代以降、気温上昇に伴う乾燥化による水ストレスにより衰退してきた。今後さらに気温が2.7℃～4.3℃上昇すると、平地では湿度が60%を下回る可能性が高く平地のスギ衰退はさらに進行し、2100年には生存不能になる可能性が高い。但し、大面積の林内湿度は外部より10%以上高く保たれることから、標高500m以上の人工林は生育可能と予想される。

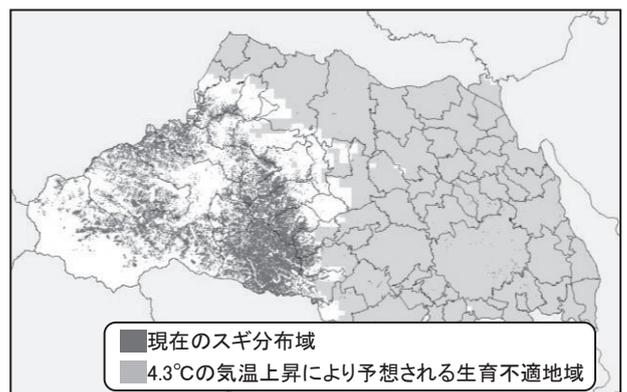


図 気温が上昇した時のスギ分布域の変化

動物への影響

日本各地で南方系(亜熱帯・暖帯性)の動物の北上、東進が増加しているが、埼玉県でも、2000年代以降、かつては県内でほとんど確認することが出来なかった南方系の昆虫であるムラサキツバメやナガサキアゲハ、ツマグロヒヨウモン、そして、東南アジア原産で昭和初期に九州に侵入したヨコヅナサシガメなどが各地で記録され

定着している。

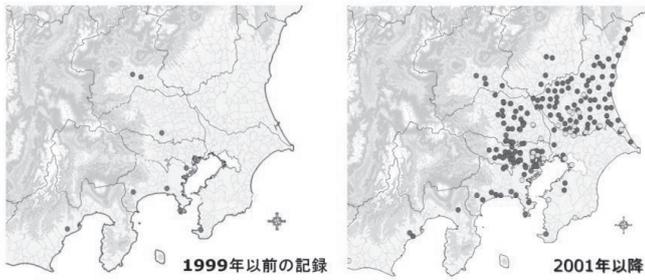


図 関東地方におけるムラサキツバメの記録

温暖化の農業への影響

気温上昇が農業に及ぼす影響

『地球温暖化「日本への影響」』によると、埼玉県では、温暖化に伴い水稻の収量は 5~10%程度減少し、豊作と凶作の振れ幅が大きくなることが予測されている。

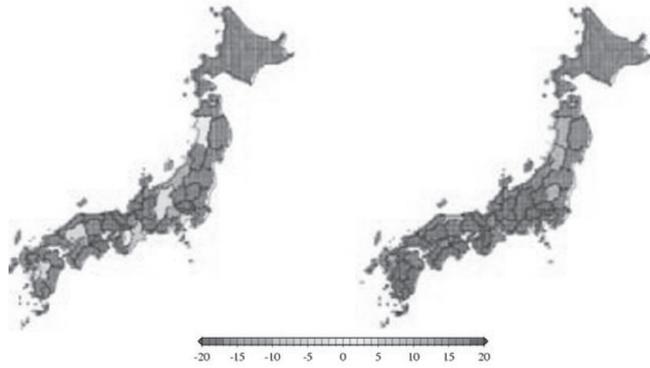


図 コメの収量の変化推計
(地球温暖化「日本への影響」より)

「地球温暖化が農林水産業に与える影響の評価および対策技術の開発」によれば、温暖化が進行すると埼玉県は暖地性の農作物である温州ミカンの栽培適地となる可能性がある。また、茶も暖地性の作物であり気温が 2.7℃~4.3℃上昇したとしても、埼玉県の生産への悪影響はほとんどないと予想されている。一方、冷涼な気候も好むホウレンソウは、気温が 3℃上昇すると生長量が 12~18%程度減少すると予測されている。(農林水産省, 2008)

気温上昇による埼玉県の農作物生産に与える影響は、悪影響だけではなく、作目によっては好影響もあり、ケースバイケースであるが、ある程度以上の温暖化が進むと、栽培技術等による適応策の検討が必要になると考えられる。

光化学オキシダントの農作物への影響

気温上昇の農作物への直接影響とは異なり、温暖化により引き起こされる光化学オキシダント濃度の上昇は常に農作物にマイナスの影響を与える。

光化学オキシダントの農作物への影響は、品目や品種により異なり、関東地方の作付面積上位 3 品種のイネの

光化学オキシダント感受性は、あきたこまち>コシヒカリ>キヌヒカリであった。埼玉県では、現在の光化学オキシダント濃度で既に収量が 5~10%程度低下する可能性があり、濃度がこのまま上昇し続けると 2050 年には約 20%程度の収量低下が予測されている。

野菜の光化学オキシダント感受性の、種類によって異なり、現在の光化学オキシダント濃度でも、感受性の高い野菜では悪影響が現れている。今後濃度上昇が続くと悪影響が拡大すると予想され、感受性の違いなどを利用した適応策が必要となる。

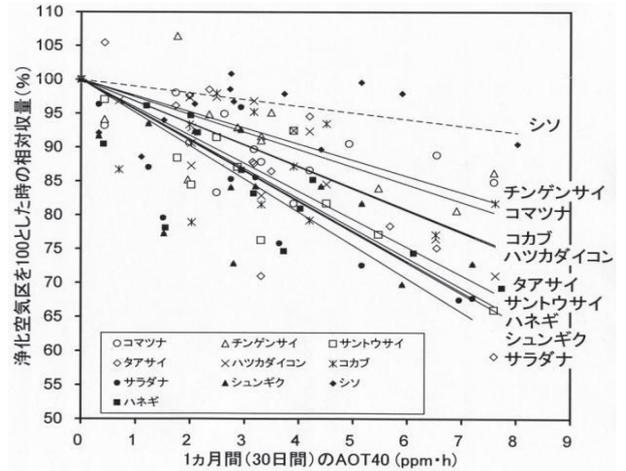


図 農作物の相対収量と 40ppb 以上の光化学オキシダント濃度 (1 時間値) の 1 ヶ月積算値との関係

温暖化の健康影響

熱中症

埼玉県消防防災課による平成 19 年度の熱中症集計結果によると、救急搬送患者が出始める閾値は 25℃以上で、30℃を超過すると搬送者数が増え始め、35℃を超えると急増する傾向が示されている。

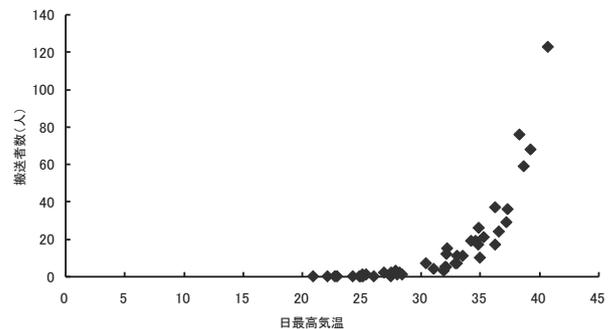


図 日最高気温と全救急搬送者数 (平日 8:30~16:15) の関係

2007 年 6 月から 9 月の全日の救急搬送者数は、2027 名と推定され、今後、2℃~4℃気温が上昇すると、3476 名、6177 名となり、それぞれ 2007 年の、1.7 倍、3 倍に増加するものと推定された。この様に今後の気温上昇により熱中症による健康リスクは増大すると予想される。

◆第4分科会－2◆

「ここまで進んでいる温暖化！」～私たちにできることは…～

竹内 正明 さん（埼玉県環境部温暖化対策課）

「埼玉県における家庭部門の温暖化対策」

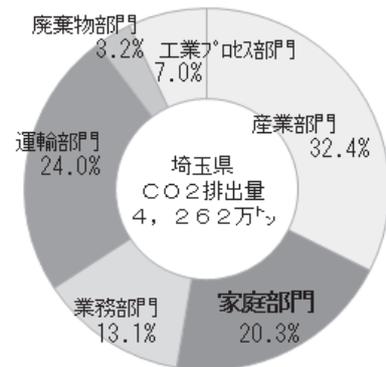
1 家庭部門からのCO₂排出量の現状

平成19年度における埼玉県のCO₂排出量は4,262万トンでした。このうち、家庭部門からの排出量は865万トンで、全体の20.3%を占めています。前年度との比較では、132万トン（3.8%）増加しています。

なお、京都議定書の基準年である1990年度比では、297万トン（52%）増加しており、部門別では最高の増加率となっています。

家庭部門からのCO₂排出の抑制は、温暖化対策の大きな課題の一つといえます。

（注）平成19年度は、原発の停止により電力原単位が悪化したため、他年度と単純な比較はできません。



2 ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050 ～埼玉県地球温暖化対策実行計画～

地球温暖化対策の視点から2050年の埼玉県のあるべき姿を描き、その達成に向けた中期的目標とその実現のための施策を示した実行計画を平成21年2月に策定しました。

目指すべき将来像

「再生したみどりと川に彩られた低炭素な田園都市の集合体」

計画期間 2009年度～2020年度

温室効果ガスの削減目標

2020年における温室効果ガス排出量を2005年比で25%削減する。



3 家庭部門に対する温暖化対策

(1) 家庭からのCO₂排出削減対策

- ・住宅用太陽光発電補助
- ・省エネリフォーム・エコアップ促進事業補助
- ・家庭の電気ダイエットコンクールの実施
- ・省エネ診断、省エネナビの貸出し

(2) 低炭素型ライフスタイルへの転換

- ・エコライフDAYの推進
- ・ライフスタイルキャンペーンの実施
- ・温暖化対策セミナーの開催
- ・ストップ温暖化SAITAMAフェア

ご利用ください！CO₂削減講座

「温暖化防止のために、今、私たちにできることは？」

埼玉県では、こうした皆様の疑問にお答えする「CO₂削減講座」に講師を派遣しています。

家庭のCO₂削減に効果がある身近な取組みを、専門家や職員が具体的にご説明します。

講師派遣等の費用は一切かかりません。研修会や勉強会などに、ぜひ、ご利用ください。

◆第5分科会◆

「子どもを惹きつけるインターネット」 ～ネット社会の魔の手から子どもを守るには～

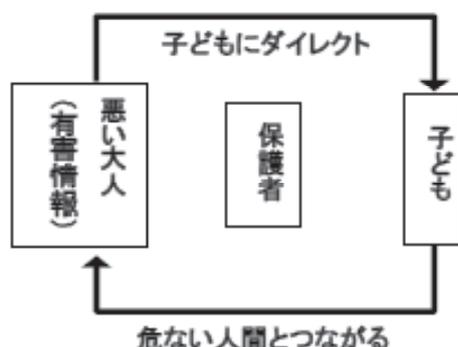
小川 真佐子 さん（青少年メディア研究協会 調査員）

1. 子どもたちの身の回りにあるインターネット端末について

○テレビとインターネットの違い(インターネットは自己責任)

テレビとインターネットは違います。テレビは発信者の責任ですが、インターネットは情報を受ける側(利用する人)の責任です。テレビで放映できないような子どもにとって有害な情報がインターネットでは発信されています。判断力、自制力の未熟な子どもに利用させるには有害な情報が子どもに届かないようなフィルター(ホワイトリスト方式)を利用するなど大人のサポートが必要です。

○インターネットは自制力、判断力、責任能力がある大人のメディアです。それを子どもに使わせるには十分注意しなければなりません。海外では子供たちはパソコンで(大人の見守りのもとで)利用させています。日本ではケータイというパーソナルメディアでしかもフィルターも使わず、何の注意もしないで利用させてしまった。



保護者の頭越しに見知らぬ人(危ない大人)に直接つながってしまうことです。保護者には、子どもがどんな情報を見ているのか、どんな人とメールのやり取りをしているのか、実際に会いに行っているのかどうか、全くわかりません。

2. インターネットの世界で公開されている情報

○子どもたちのネット上の遊び場と落とし穴

掲示板・プロフなどを使って子どもたちは自らの個人情報を流すだけでなく、誹謗中傷、ワイセツ情報の発信などを行っています。その実態を保護者が知る必要があります。

子どもがケータイを持ちたい理由は … ゲームをしたり、プロフを作ったりして遊びたい。

そうした利用で様々なトラブル、事件が起きています。

○プロフ遊びの危険性

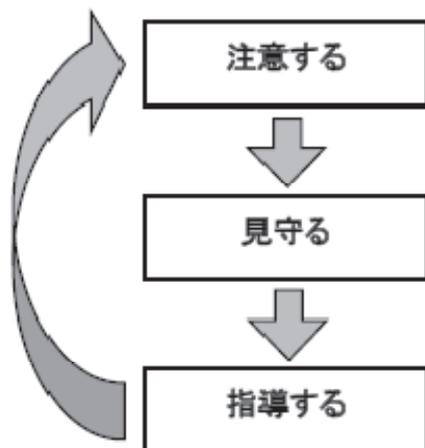
- ① 子どもが個人情報を流してしまう。(自分だけでなく友達の情報も流してしまう)
- ② 足跡などを悪用され、危ない大人を呼び込んでしまう。
- ③ 出会い系サイトやネット風俗業者につながってしまう。
- ④ 自分のプロフの人気を上げたくて刺激的な発信を始めてしまう。(裸体写真やデマ等)
- ⑤ 刺激的発信の材料を作るため非行・逸脱行為に走るようになる。(たばこや酒)

3. ペアレンタル・コントロールの重要性と必要性

ゲーム機（PSP、DS i、Wii等）の設定

○子ども自身が学ぶこと・・・ルールマナーだけでは不十分です。子どもにリスクを教えなければなりません。（ねちずん村ネットトラブル体験学習館をご利用ください）

○大人の役割・・・ペアレンタルコントロールをしましょう。どんな情報（サイト）を利用させるかは子どもを心配する大人が決めましょう。それには子どもたちが面白がっている遊びを知ることです。そしてその危険性を見抜き、子どもの利用には十分注意を払うことです。ケータイは見守りが難しい。しかしそれができなくては、ケータイでインターネットをさせることはあまりに危険です。ケータイでインターネットをさせる前にパソコンを利用しましょう。パソコンなら見守りが楽にできます。



ケータイを持たせるなら、子どもを信じるだけでは不十分です。インターネットの危険性を十分に理解し、約束事を作り、子どもの使い方を見守り、指導しなければなりません。地域でのネットパトロールも必要です

段階的に利用制限をすることが必要です。

1段階：インターネット契約はしない（通話先を限定）

2段階：Eメールを利用させる場合（メールフィルターを利用、保護者の認めた人のみ）

3段階：Web利用を認める（ホワイトリスト方式のアクセス制限を利用）

4. 文字コミュニケーション

青少年メディア研究協会 (<http://ams.vg/>)

子育て教育に責任のある保護者・教師の立場からデジタル・メディアが子ども達に与える好ましくない影響について調査、啓発活動を行ないます。また、青少年のメディア利用によって引き起こされる社会問題について調査研究し、一般市民に情報を提供するとともに、問題解決のための取り組みを行うことを目的としています（HPより）。

■ネットのリスク体験学習館 (<http://ams.vg/contents/risk.html>)

子どもたちが遊んでいるサイトの落とし穴を疑似体験できるコーナーです

■冊子、CD、DVD販売なども行っています (<http://ams.vg/contents/index.html>)

・知った人から知らない人へ伝えよう…200円

・携帯護身術…300円 他

お問い合わせは 青少年メディア研究協会事務局まで 027-232-2007 office@ams.vg

第46回埼玉県消費者大会実行委員会参加団体の紹介

(2009年4月～2010年3月まで)

<p>埼玉県地域婦人会連合会 会長 片貝 弥生</p>	<p>〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 (彩の国すこやかプラザ) TEL 048-822-2466 FAX 048-824-3083</p>
<p>【活動】①第44回くらしの教養大学(食と農の安全と特産農産物について、米の消費拡大運動・米粉推進事業、埼玉県の少子化対策、私たちのくらし、介護予防と現場からのアドバイス、第21回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア埼玉2009」見学) ②第39回フォーラムサラ・7ブロックリーダー研修会 テーマ：地域社会と婦人会の役割 ～絆づくり～(講師・県教育事務所主席社会教育主事兼主任指導主事、県教育事務所主任社会教育主事兼主任指導主事、県教育事務所社会教育主事兼指導主事。) ③結核予防のための複十字シール運動 ④北方領土返還要求運動 ⑤ちふれ化粧品購入運動 ⑥結婚相談 ⑦「緑の銀行」募金活動 ⑧会員相互の親睦や教養を高めるための観劇</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 消費生活審議会、公衆浴場入浴料金審議会 医療審議会、社会福祉審議会、屋外広告物 審議会、社会福祉協議会、AED普及推進 協議会、彩の国コミュニティ協議会、伝統 工芸士認定委員会、平和資料館運営協議会、 米消費拡大推進連絡協議会 他多数</p>	<p>【広報】年2回(各1万部) 【会員数】7,500人 【設立】1948年3月11日 【運営】総会(年1回)、本部役員会(年2回)、常任理事会 (年5回)、</p>

<p>コーペル 会長 宮沢 方子</p>	<p>〒330-0056 さいたま市浦和区東仲町 10-7 TEL 048-882-1932 FAX 048-881-0102</p>
<p>【活動】①学習会：環境勉強会「温泉について 榛名山―伊香保(野外授業)」「46年ぶりの皆既日食」「もみじはなぜ秋に紅くなるか」「高尾山で自然観察(野外授業)」「火山と温泉」「さくら前線」②参加：米消費拡大推進事業、料理講習会、消費生活展(さいたま市、蓮田市)、さいたま市女・男フェスタさいたま with you さいたまフェスティバル ③福祉活動：福祉バザー、寄付福祉事業、古切手の収集と寄付、小児がんの子ども達へ支援 ④文化活動：観劇、旅行、マイブランドの会、遊歩隊 ⑤50周年史発行</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 消費生活審議会、種苗審議会、米消費拡大推 進連絡協議会、地産地消推進会議、農林総合 研究センター試験研究モニター会議、計量モ ニター、LPガス委員会、NPO 消費者被害 をなくす会、食の安全オンブズ会議</p>	<p>【広報】コーペルニュース 【会員数】2,500人 【設立】1960年 【運営】大会(年1回)、理事会(月1回)、各種委員会(月1回)、サークル活動</p>

新日本婦人の会埼玉県本部 会長 加藤 ユリ	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 2-3-10 黒澤ビル2F TEL 048-829-2307～9 FAX 048-829-2313
【活動】 ①家計簿運動 ②全国一斉スーパーしらべ ③地球温暖化防止のとりくみや NO2測定 ④日本の農業を守り、食の安全を守る運動として、米・野菜産直運動、大豆畑トラスト、みそ作り、田植え、稲刈り、枝豆まつり ⑤介護保険・医療改悪反対の学習と自治体との話し合い ⑥少子化対策や、子育て支援として子ども医療制度の拡充の運動 ⑦30人学級実現のための運動と、学校の設備改善運動 ⑧「赤ちゃん・親子リズム」など若い母親の育児サークルの運営 ⑨核兵器壊滅のための写真展や戦争展、署名活動・憲法改悪反対の学習会など平和の取り組み ⑩各自治体の消費生活展に参加 ⑪公園・駅・道路など改善運動	
【行政の審議会等の参加】 女性問題協議会、食の安全県民会議	【広報】 新婦人しんぶん 【会員数】 15,000人 【設立】 1962年 【運営】 県本部大会(2年1回)、県本部委員会(2カ月1回) 常任委員会(月1回)

埼玉母親大会連絡会 代表委員 高田美恵子・加藤ユリ 今泉政江	〒338-0062 さいたま市浦和区仲町2-14-11 ゆないてい浦和 TEL・FAX 048-822-1817
【活動】 ①第55回埼玉母親大会開催(埼玉県・所沢市・所沢市教育委員会〈講演会のみ〉後援)5月15日所沢市文化センターミューズ 参加1,100人、記念講演を中心に子育て、教育、暮らし、福祉、平和などのテーマで学習・交流を深めた。②県・地域母親大会で話し合われた内容をまとめ県行政に要請する(約40項目)10月担当部課と、11月知事と懇談。文書でも回答を受け各参加団体の運動の参考とする。③2010年国際女性デー埼玉集会を3月開催 ④12月8日「赤紙」と呼ばれる第2次大戦時の召集令状のモデルを県内の主要駅頭で配り、平和の大切さをアピールする。	
【行政の審議会等の参加】 なし	【広報】 母親通信 【会員数】 21県域団体、39地域実行委員会 【設立】 1955年 【運営】 埼玉母親大会(年1回) 埼玉母親大会実行委員会(月1回) 埼玉母親大会常任委員会(月1回)

埼玉公団住宅自治会協議会 会長 佐藤 利彦	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 3-15-6 TEL 048-832-4937 FAX 048-831-7888
【活動】 行政刷新会議における事業仕訳で、都市機構賃貸住宅事業については、①高齢者、医低所得者向け賃貸住宅の供給を、自治体または国に移行、②市場家賃部分を民間に移行する方向で整理という評価結果が出されました。自治協は①②の内容について国土交通省住宅局長に面会、真意を正し、「公団住宅を公共住宅として継続させてほしい」と要望、各党の公団住宅を守る議員連盟の国会議員に要請する運動にも取り組みました。また、長年1社が実施してきた団地内の一般清掃業務(共益費を使用)に競争化を導入、民間の業者に業務を移行させましたが、都市機構に「安かろう悪かろうでは…」と抗議しています。現時点で、2011年4月の公団家賃値上げの検討が出されており、反対の運動に取り組んでいきます。	
【行政の審議会等の参加】 薬事審議会	【広報】 埼玉自治協ニュース埼玉(機関紙)自治協(年3回) 【会員数】 38,000世帯 【設立】 昭和55年

<p>埼玉県生活協同組合連合会 会長理事 伊藤 恭一</p>	<p>〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973</p>
<p>【活動】 1. 「消費者の権利の確立」をめざす運動：消費者行政強化を求める運動、県内消費者団体との連携を強める、埼玉消費者被害をなくす会への支援等 2. 食の安全を求める運動：食品安全局との「消費者懇談会」、食の安全県民会議参加等 3. 安心してらせる社会をめざす運動：消費者大会プレ学習会「日本の貧困問題の実態と解決・消費者庁ができるとき」「世界的視野で社会を考える」 4. 環境の運動：①「CO₂削減家庭の電気ダイエットコンクール」実施、生協組合員 930 人参加 ②NO₂測定(6月：2,889 件、12月：2,064 件) 5. 福祉の運動：福祉運動の進め方と「無料定額診療事業」学習。「今、地域福祉がなぜ必要なのか」のミニ学習 6. 平和の運動：①平和・市民5団体懇談会参加 ②原爆死没者慰霊式参加等 ③核兵器廃絶の意見広告の取組み 7. 災害対策：第 30 回八都県市合同防災訓練、災害応急対策用緊急通行車両事前届け出</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 消費生活審議会、環境審議会、食の安全県民会議、卸売市場審議会、畜産協議会、農産物輸出促進協議会、フロン回収・処理推進協議会、建築物安全安心推進審議会、彩の国さいたま魅力づくり推進協議、ヘルシー・フロンティア埼玉県民会議、国際交流協会、森林整備加速化協議会他</p>	<p>【広 報】情報(月刊)、写真ニュース(季刊)、さいたまの生協(年1回)、ホームページ、埼玉新聞に生協特集掲載(年2回) 【会員数】16生協 約 207 万人 【設 立】1972 年6月 【運 営】総会(年1回)、理事会(年6回)、他各種委員会</p>

<p>埼玉県生協ネットワーク協議会 会長 滝澤 玲子</p>	<p>〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973</p>
<p>【活動】 1. 学習活動 ①「核兵器廃絶に向けた世界の流れと今私たちにできること」 ②米粉の学習・調理実習 ③遺伝子組み換え農作物に関するコミュニケーション ④環境「CO₂削減の取組み」 ⑤「豊かな国のみちかにある貧困」～〈もやい〉＝「おたがいさま」こんな時代をのりきるために～ ⑥「県営水道の水質管理」 2. 施設見学 榎本牧場で搾乳・給餌・哺乳・ブラッシング・バター作りを体験、牛乳の学習 3. 生協の活動交流 ①畜産女性いきいきネットワーク埼玉との交流 ②JA 埼玉県女性組織協議会との交流</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 彩の国コミュニティ協議会、埼玉県消費生活審議会、埼玉県宅地建物取引業審議会、埼玉県食の安全県民会議、埼玉県農産物安全技術専門委員会、埼玉県卸売市場審議会、埼玉県地方薬事審議会、「いつでもどこでも埼玉産」地産地消推進協議会、埼玉県農林総合研究センター、財務省関東財務局、埼玉県米消費拡大推進連絡協議会、他多数</p>	<p>【広 報】情報(月刊) 【会員数】1,302,335 人 【設 立】2002 年7月 【運 営】全体会(1回)、運営委員会(年6回)、公開学習会企画委員会(年4回)、協議会(年6回)、公開学習会(年1回)</p>

生活協同組合さいたまコープ 理事長 佐藤 利昭	〒336-8523 さいたま市南区根岸 1-5-5 TEL 048-864-1181 FAX 048-865-3158
【活動】 (2009年4月～2010年3月の主なとりくみ) 1. 食と商品に関するとりくみ ①食の連続学習会(10～2月):食情報、安全・安心をテーマに2会場304人 ②「産地工場見学」149回5,117人、「商品学習交流会」73回1,886人 ③「田んぼのがっこう」(田植、生物調査、稲刈り)、「畑のがっこう」(植付け、収穫など) 2. 子ども・子育て応援、助け合いなどのとりくみ ①子ども・子育て応援:赤ちゃんマッサーシなど63箇所に2,574人参加 ②親子ひろば:9会場のべ619回開催7,724人参加 ③地域(行政)子育て:北本市、春日部市2ヶ所、10年4月桶川の支援拠点事業受託 ④くらしのたすけあいの会(組合員の家事援助):援助会員769人で活動11,088時間 ⑤組合員「食事会」11ヶ所で144回開催3,812人、「喫茶」16ヶ所で142回3,471人 3. CO2削減・環境保全に関するとりくみ ①「子ども環境教室」(7～8月):環境に関するワークショップなど、28会場705人 ②エコライフDAYチャレンジシート(春・冬):計28,139枚92,740人参加、「みどりの基金」寄付 ③コープ秩父の森教室:33回のイベントに451人参加、ボランティアを養成 4. くらしの安心、地域・国際貢献などに関するとりくみ ①NPT再検討会議に向けた核兵器廃絶署名14,952筆、平和とくらしを守る募金約120万円 ②みがか消費消費者力講座5回309人、減災MAPシミュレーション早稲田大学と共催 ③認知症サポーター養成講座:地域330人、職員557人(企業内)が受講 ④ユニセフ関連:年間募金約1,436万円贈呈、ハッピーミルクプロジェクト(コープネットで25万ドル) ⑤市民活動助成金:農に関する助成含め申込72団体中42団体に915万円助成	
【行政の審議会等の参加】 埼玉県消費生活審議会委員・同苦情処理部会委員、埼玉県食の安全県民会議委員、地産地消推進協議会委員、埼玉県米消費拡大推進協議会理事、埼玉県園芸振興審議会委員、埼玉県社会福祉協議会評議委員、さいたま市消費生活審議会委員	【広報】 「にじのひろば」:毎月発行(約37万部) 「COOPネットワーク」:隔週発行(約31万部) 『アピレ21』(対外広報誌):毎月発行(約5,100部) 【組合員数】 824,242人(前年比103.9%) 【設立】 1970年 【運営】 理事会(毎月)、政策検討会(毎月)、理事・副ミーティング(毎月)、エリア会(月2～3回)など

医療生協さいたま生活協同組合 理事長 神谷 稔	〒333-0831 川口市木曾呂 1317 TEL 048-294-6111 FAX 048-294-1490
【活動】 1992年6つの医療生協が合併して誕生し、保健医療介護事業と組合員による健康づくり、まちづくり運動を中心に運営しています。今年は、「生協をいのち・くらしに活かす「いのちの大運動」をすすめよう。“まちとつながり、くらしを見守る”」をメインテーマに、事業と健康づくりで安心してくらするまちづくりをすすめる方針です。 10月1日に日本医療福祉生活協同組合連合会が誕生しました。全国115の医療生協による医療部会から全国連合会に発展しました。医療と介護の事業で、ひとも、まちも元気に、安心のネットワークづくりに取り組みます。 ①組合員活動:WHO世界保健デー、ウェルカムパーティー、健康まつり・バスハイク、青空健康デー、医療懇談会、NO ₂ 測定約2,200カ所(年2回)など ②学習教育活動:保健教室、くらしの学校、運営委員教室、通信教育、子ども保健教室など ③安心ルーム:約70カ所(定期的な食事会、つどいなど) 前年度に続き、11月にウォーキングを通じて世界の子どものワクチンを贈るウォークイベントを全県5箇所で取り組みます。	
【行政の審議会等の参加】 薬事審議会	【広報】 けんこうと平和(月刊)、さえら(隔月刊) 【会員数】 22万8,448人 【設立】 1992年 【運営】 総代会(年1回)、理事会(年12回)、他各種委員会

<p style="text-align: center;">生活協同組合ドゥコープ 理事長 坂本 美春</p>	<p style="text-align: center;">〒336-0022 さいたま市南区白幡5-17-1 TEL048-844-6080 FAX048-866-5631</p>
<p>【活動】</p> <p>1. 食料自給率向上に向けた「パルシステム100万人の食づくり」運動 ①より多くの組合員への呼びかけー各種学習会や料理教室などのスローガンに沿った活動の推進と「パルシステム100万人の食づくりフェスティバル」(10月・さいたまスーパーアリーナ)の開催 ②機関誌あすーる隔月掲載ー「耕せ食!～食卓から変えよう!」「耕せ農!～「農を元気に!」一汁二菜の献立紹介や、農業生産者紹介 ③「平成21年度埼玉県食の安心県民大賞」受賞 ④パルシステム商品の工場見学・米、豚、石けんの学習会開催 ⑤田んぼ交流・畑体験・神川町大豆作り体験の実施 ⑥生産者を招いての産直講座・公開確認会監査人講習会実施 ⑦日本型食生活推進のための学習会・料理教室開催</p> <p>2. 地域や組合員に信頼される経営・組織づくり ①「バック事故ゼロ運動」とノーカーデーの実施 ②「八都府市合同防災訓練」参加 ③埼玉県勤労者生協とのパルシステム事業統合に向けた準備</p> <p>3. 組合員同士の助け合い活動や地域との連携を通しての課題解決 ①助け合い活動におけるリスクマネジメントの意識向上と活動における実践的取り組み ②認知症学習会・認知症サポーター養成講座開催 ③地域イベント「はるか祭り」参加、「おとうさんのやきいもタイム」協力、「わくわくさいたまいきいきまつり」出展、埼玉県生協ネットワーク協議会参加 ④金融トラブル・貧困、家計管理・保険学習会開催</p> <p>4. 生命の源である自然環境の保全を活動と共に ①環境への取り組みーグリーンカーテン用のゴーヤと風船かずらの種の配布 ②「100万人のキャンドルナイト」・「家庭の電気ダイエットコンクール」参加呼びかけ ③「冬の日エコライフDAY」への取り組み ④石けんサンプル配布</p> <p>5. 誰もが参加・参画できる組合員活動 ①20地区会・8準備会・16テーマグループ・113サークルの活動 ②土日利用の企画、性別や世代を問わない企画・子育て層への企画の推進 ③スキルアップ講座開催 ④青空市開催 ⑤市民活動支援金助成9団体230万円</p> <p>6. 次世代につなぐ活動 ①憲法学習会開催 ②韓国プルン生協との子ども交流 ③書き損じハガキ回収1,751,860円・楽器の回収620個 ④DO!平和募金2,025,300円 ⑤NPT再検討会議に向けた「都市を攻撃目標にするなプロジェクト」署名3,760筆 ⑥核廃絶を求める意見広告60,258円 ⑦サモア諸島・スマトラ島沖・ハイチ・チリ地震被災者支援カンパ5,653,000円 ⑧フィリピン台風被災者支援カンパ316,800円 ⑨フィリピン・CORDEV支援カンパ50,000円</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 食の安全オンブズ会議 食の安全県民会議</p>	<p>【広報】あすーる(月刊) 【会員数】101,940人 【設立】1951年5月 【運営】総代会(年1回)、理事会(月1回)、各種委員会</p>

<p style="text-align: center;">さいたま住宅生活協同組合 理事長 本山 豊</p>	<p style="text-align: center;">〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-10-12 TEL 048-835-2801 FAX 048-822-7455</p>
<p>【活動】①消費者住宅セミナー NPO消費者住宅フォーラムとの共催による公開講座「住宅のエコリフォーム手法を学ぼう」の開催。②地域住まい講座 技術アドバイザーや業者を講師に、具体的な住まいの手入れの話を懇談会方式で2回開催。③無料住宅診断 組合員の住まいを2年に1回調査診断。住まいを長持ちさせる適切な手入れ法を組合員に提案している。④業者研修会 協力業者の業務力量向上のための研修。</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 埼玉県建築物安全安心推進協議会委員</p>	<p>【広報】快適住まい(年4回) 【会員数】22,397人 【設立】1992年8月 【運営】総代会、理事会(年7回)、各種委員会</p>

埼玉県労働者共済生活協同組合(全労済) 理事長 片山 修三	〒338-8504 さいたま市中央区下落合 1050-1 TEL 048-822-0631 FAX 048-822-0865
【活動】 ①県内住居者、勤労者への共済事業の推進 ②県内各店舗での保障に関する相談対応 ③助成事業の実施(環境保全・子供支援活動団体) ④組合員、地域住民を対象としたセミナーの開催(救急救命講座、認知症サポーター養成講座) ⑤小学生「作文・版画コンクール」の開催 ⑥介護・医療(健康)相談ダイヤルの実施 ⑦埼玉県スポーツ少年団小学生軟式野球交流大会への特別協賛	
【行政の審議会等の参加】 なし	【広 報】 セーフティファミリー (地域組合員用年2回、職域組合員用年1回) 【会員数】 70.4万人 【設 立】 1964年3月 【運 営】 総代会(年1回)、理事会、各種委員会

JA 埼玉県女性組織協議会 会長 青木 敏子	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-12-9 TEL 048-829-3023 FAX 048-829-2036
【活動】 ①JA女性部員として、従来の活動に加え小学校・地域への出前講座など展開 地産地消などの一層の取り組み拡大を図る。 ②地球温暖化対策への取り組み-JA女性 エコライフ宣言- 地域の農業と美しい環境を次世代に継承し、住みよい地域社会づくりのために、地球温暖化に取り組む。 ③フレッシュミズの育成 後継者育成、次世代対策に伴う活発な活動の推進。 ④共同購入運動の推進 JA商品研究会により、信頼と安心の商品選定を行い共同購入の展開。	
【行政の審議会等の参加】 埼玉県青年農業経営士・地域指導農家認定委員、埼玉県米消費拡大推進協議会委員、埼玉県金融・広報委員会委員	【広 報】 ホームページ開設 【会員数】 13,799人 【設 立】 1954年4月 【運 営】 総会(300人規模・5月)、組織代表者会議(17組織年4回)、部会 代表者会議(年1回)

埼玉県農民運動連合会 会長 立石 昌義	〒360-0111 熊谷市押切 2540-2 TEL 048-536-5960 FAX 048-536-5206
【活動】 ①2009年10月、韓国農民連盟を訪問し(17名参加)交流を行う。安重根歴史記念館や古代日本とも関わりの深い扶余市などを友好訪問。 ②2009年11月、農民連関東ブロック協議会主催の「研究・交流集会」を秩父農園ホテルで行う(120名参加) ③関東農政局に生産者米価暴落対策と汚染米の実態解明を要請。	
【行政の審議会等の参加】 なし	【広 報】 新聞「農民」(週刊) 【会員数】 1,000人 【設 立】 1974年9月 【運 営】 理事会(隔月)

<p>特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本 誠司</p>	<p>〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5 (埼玉県生協連内) TEL048-844-8971 FAX 048-844-8973</p>
<p>【活動】消費者団体訴訟制度を担う適格消費者団体として差止請求訴訟を行う権利を持ち、消費者契約法・景品表示法・特定商取引法に違反する事業者の不当行為等に対し、改善を求める活動を行っています。また消費者行政の調査や広告のチェック活動など、消費生活に関連する調査活動も行っています。</p> <p>1. 事業者へ是正を求める活動 2009年度はのべ16事業者・4業界団体に対し、申入れ5件 問合せ10件 連絡文送付5件、計20件行い、消費者被害の拡大防止につながる活動を行いました。</p> <p>2. 調査活動 ①「市町村における消費生活関連事業調査」 ②テレビショッピングの表示調査 ③通信販売トラブルについてアンケート調査 3. 消費者啓発 消費者啓発の学習会 4. 情報提供 ①ニュースレターを年5回発行 ②ホームページの随時更新 5. 消費者問題に関する社会制度の改善 ①シンポジウムの開催(2回) ②出前講座(2回)</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 なし</p>	<p>【広報】ニュースレター(年5~6回)、ホームページ 【会員数】正会員18団体・個人109人 賛助団体7団体・個人17人 【設立】2004年 【運営】総会(年1回)、理事会(年6回)、検討委員会(年6回)、活動委員会(年11回)</p>

<p>埼玉県消費生活コンサルタントの会 代表 佐藤 洋子</p>	<p>〒363-0025 桶川市下日出谷 969-14 TEL・FAX 048-786-7110</p>
<p>【活動】①基礎法令事例研究会月1回開催 ②各審議会・委員会に委員として出席 ③多重債務協議会協力 ④埼玉県消費者大会・分科会協力 ⑤NPO法人埼玉消費者被害をなくす会協力 ⑥消費者行政充実埼玉会議出席 ⑦生命保険協会・損害保険代理店協会事例検討会開催</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 埼玉県消費生活審議会委員、埼玉県トラック協会事業適正化評議会委員、埼玉県日照紛争調整委員会委員、埼玉県多重債務協議会</p>	<p>【広報】会員だより 年3回発行、会報 年1回 【会員数】130人 【設立】1965年 【運営】代表・副代表 各1名、監事2名、運営委員6名</p>

<p>春日部市くらしの会 会長 齋藤 恂子</p>	<p>〒344-8577 春日部市中央6丁目2番地 春日部市役所暮らしの安全課内 TEL048-736-1111 FAX 048-733-3825</p>
<p>【活動】①消費者問題：第45回埼玉県消費者大会参加、消費生活展「見直そう!!環境とくらし」実施、視察研修会「森永製菓(株)小山工場」、「くらしを守る計量講座」受講、食の安全埼玉地域推進会議「タウンフォーラム」参加 ②環境問題：マイバッグ持参運動実行委員会啓発活動に参加、エコライフDAY参加、新聞紙で作るエコバッグ講習会実施、年間を通じて資源回収 ③健康問題：手作り減塩味噌作り(豆の栽培から) ④福祉問題：歳末助け合い募金、ボランティア交流会参加、手作り減塩味噌を養老老人ホームへプレゼント ⑤その他：消費者講座「シニアライフの生活設計」開催(市と共催) 広報誌作り「交通安全講座とプチ運動」を受講</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 春日部市環境審議会、春日部市水道事業運営審議会、ごみ減量化・資源化等推進審議会、春日部市下水道事業審議会、春日部市社会福祉協議会、</p>	<p>【広報】春日部市くらしの会だより(年1回) 【会員数】149人 【設立】1968年 【運営】全体活動(総会・理事会含む)と6地区に分かれての活動</p>

<p align="center">加須市くらしの会 会長 杉沢 正子</p>	<p align="center">〒347-0005 加須市下樋遣川 675 TEL 0480-68-5343 FAX 0480-68-5343</p>
<p>【活動】①くらしの達人養成講座の開催：「住まいの安全対策～ご存知ですか?家の中に潜む危険」「いきいき地域づくり～生き生きとした第二の人生を送るために」「私のお葬式～自分らしいお葬式にするために～」②消費生活セミナーの開催：「知って得する税金のはなし～所得税、相続税、贈与税」、「リサイクル品をつくりましょう～牛乳パックで小物作り」③消費生活一日教室の開催：「健康体操でさわやかに～腰痛、肩こり予防の体操」、「日本文化を楽しむ～折り紙工芸にチャレンジ」④加須市内農産物直売所めぐりツアーの実施：園芸農家、野菜農園、ブルーベリーの摘み取り農園、平飼養鶏農家を訪ねる⑤県外生産工場等視察研修：シャトレーゼ白州工場、ハヶ岳チーズケーキ工房、サントリー天然水白州工場、山梨県立美術館⑥くらしの会特別講座の開催「郷土に伝わる食文化を学ぶ～五家宝を作りましょう」</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 加須市都市計画審議会、加須市男女共同参画審議会、地域力創造に関する有識者会議</p>	<p>【広 報】かぞくくらしの会だより(年1回)、ホームページ http://www.k3.dion.ne.jp/moomin 【会員数】181人 【設 立】1967年4月 【運 営】総会(年1回)、理事会(月1回)</p>

<p align="center">久喜市くらしの会 会長 宮内 智</p>	<p align="center">〒346-8501 久喜市下早見 85-3 久喜市役所くらし安全課 TEL 0480-22-1111(代) FAX 0480-22-3319</p>
<p>【活動】①環境活動：牛乳パック、アルミ缶回収、廃油石けんづくり、ゴミゼロクリーン久喜市民運動参加、環境フェア参加②学習活動：講座 収納のあれこれ(7月)、だまされるな！賢い消費者になって安心・安全なくらし(2月)市議会傍聴(6月)社会見学：地域観測センター、弓削田醤油(7月)富岡製糸場(2月)、親睦1泊旅行(戸倉上山田温泉)他、県消費者大会、プレ学習会全国消費者フォーラムに参加③福祉活動：久喜市福祉運動会、久喜の里ボランティア、歌謡クラブチャリティー発表会による社会福祉協議会への寄付(10月)④久喜市及び久喜市商工会事業他参加：久喜市民まつり(10月)、防災訓練、久喜市交通安全母の会、男女共同参画、生涯学習事業、各公民館まつりの事業への参加。⑤クラブ活動：生活、薬草、料理、和装、歌謡、フォークソング、吟詠クラブの活動を通じて、くらしや生活についての学習や現地研修、発表会等。⑥その他：正月用品販売等</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 久喜市環境推進協議会、久喜市社会福祉協議会、久喜市人権行政推進協議会、青少年育成久喜市民会議、久喜市食育推進協議会、久喜市民まつりの会、埼玉県消費者被害をなくす会、その他</p>	<p>【広 報】年2回 【会員数】350人 【設 立】1969年 【運 営】定期総会(年1回)、理事会(月1回) 部長会(年2回)</p>

<p align="center">白岡町くらしの会 会長 川嶋 ヒロ子</p>	<p align="center">〒349-0127 南埼玉郡白岡町千駄野 1335-14 TEL・FAX 0480-92-2734</p>
<p>【活動】①役員定例会、総会、懇親会、(共催)②消費生活セミナー 悪質商法被害防止の啓発(セミナー、チラシの配布)③1日教室(料理、編物、健康体操、視察研修)④外部事業 埼玉県消費者大会、わんぱく商店街協力、ふるさと祭り参加、白岡まつり参加、⑤花いっぱい運動、クリーン運動</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 蓮田・白岡衛生組合協議会、白岡町コミュニティ協議会、中心市街地活性化推進委員、埼玉県共同募金白岡支会評議員、社会福祉協議会評議員、白岡町推奨特産品認定委員</p>	<p>【広 報】季刊誌(年1回) 【会員数】85人 【設 立】1969年 【運 営】総会(年1回)役員会(月1回)</p>

<p align="center">志木市くらしの会 会長 木下 里美</p>	<p align="center">〒353-0002 志木市中宗岡 1-1-1 志木市市民生活部地域振興課 TEL048-473-1111(内線 2342) FAX 048-474-4462</p>
<p>【活動】①清涼飲料水・ジュース類に含まれる砂糖の量を調べ、砂糖のとりすぎについて学ぶ夏休み子ども消費者教室開催 ②清涼飲料水・ジュース類の砂糖の量を市役所ロビー ショーケースに展示し、一般市民の目に触れるよう呈示 ③志木市コミュニティ協議会事業に参加 ④4市消費生活共同通信講座受講 ⑤フリーマーケットいろは市に参加 ⑥いろはウォーキングに参加協力 ⑦新年会、研修旅行、講演会、商品テストなど実施 ⑧消費生活展開催 ⑨地産地消(アグリシップ)販売に協力 ⑩マイバックキャンペーンに参加</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 志木市コミュニティ協議会、志木市社会福祉協議会、志木市食品ウォッチャー、志木市消費生活展実行委員会、志木市マイバックキャンペーン実行委員会、志木市環境委員会</p>	<p>【広 報】会報(年3回) 【会員数】85人 【設 立】1973年 【運 営】定例会(月1回)、定期総会(年1回)</p>

<p align="center">越谷市消費生活研究会 会長 中村 千代子</p>	<p align="center">〒343-0026 越谷市北越谷 2-26-23 TEL・FAX 048-975-8302</p>
<p>【活動】①第31回総会 ②消費者月間記念講演会(越谷市共催)林 千鶴子氏「悪質商法!断る勇気と防ぐ知恵」 ③第35回市民まつり参加「通信販売に関する調査アンケート」 ④埼玉県消費者大会参加 ⑤訪問研修 大正製薬 k.k.大宮工場 ⑥学習会(越谷市共催)長田 淳氏「消費者の目が社会を変える」 ⑦事業部・会報部合同反省会 ⑧きくだより No.74 発行</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 消費者保護委員会、消費生活センター運営委員会、越谷市商工対策委員会、市民まつり運営委員会・実行委員会、NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会、越谷市消費生活モニター</p>	<p>【広 報】会報「きくだより」(年2回) 【会員数】14人 【設 立】1979年6月 【運 営】総会、役員会(年6回)、各部会(計10回)</p>

<p align="center">さいたま市消費者団体連絡会 代表 久慈 美知子</p>	<p align="center">〒339-0056 さいたま市岩槻区加倉 1-8-13 TEL・FAX 048-756-9670 http://www.ever.green.ne.jp/shodanren/index.html</p>
<p>【活動】①第45回埼玉県消費者大会に参加 ②第9回さいたま市消費生活展「あなたも私もみんな消費者 育てよう消費者庁～WE LOVE さいたま～」 ③学習会:「消費者庁ができたらどうなったの?」(講師:池本 政治氏) ④消費者被害防止街頭キャンペーン その他:埼玉消費者被害をなくす会総会・講演会、消費者大会プレ学習会、個人タクシー利用者懇談会等参加</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 さいたま市消費生活審議会、さいたま市食肉市場委員会、さいたま市食の安全委員会、北足立地産地消をすすめる会、埼玉県食肉公正取引協議会</p>	<p>【広 報】会報(年4回) 【会員数】9団体 【設 立】1999年4月 【運 営】総会(年1回)、定例会(月1回)</p>

所沢市消費者団体連絡会 会長 河村 フクエ	〒359-0033 所沢市こぶし町 6-2 TEL・FAX 04-2998-4165
【活動】 ①総会 記念講座：なるほど安心成年後見制度(所沢市出前講座) ②消費生活展「食の安全・安心を考える」～所沢のさといもを食べたい～(パネル展示) 記念講座「所沢の農業」地産地消について(所沢市出前講座) ③施設見学—昭和のくらし博物館	
【行政の審議会等の参加】 所沢市生涯学習をすすめる市民会議、西部地区消費者団体活動推進世話人会、NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会	【会員数】 5団体 【設立】 1985年 【運営】 総会、定例会(月1回)消費生活展実行委員会

朝霞市くらしの会 会長 吉田 裕子	〒351-0035 朝霞市朝志ヶ丘 3-12-3 TEL・FAX 048-472-3145
【活動】 ①市助成会事業 消費生活学習会(米粉パンと豆乳グラタン料理教室) ②視察研修 朝霞市クリーンセンター見学 ③会員相互親睦会 新年会 ④エコフリーマーケット ⑤小物作り(衣類などの資源を活かして とんぼ、花) ⑥食と健康 四季の料理教室(会員相互のアイデア料理) ⑦消費者団体懇談会 ⑧市主催消費者教室 ⑨西部地区消費者団体推進世話人会(毎月) ⑩川越庁舎西部地区講演会 ⑪朝霞市朝光苑へ手作り雑巾寄付(150枚)	
【行政の審議会等の参加】 廃棄物減量等推進審議会	【会員数】 23人 【設立】 1974年5月 【運営】 全体会(月1回)

埼玉県西部地区消費者団体活動推進 世話人会 代表世話人 木下 里美	〒350-1124 川越市新宿町 1-1-1 TEL 048-249-4751 FAX 048-247-1091
【活動】 ①定例会 (毎月第2火曜日) ②視察研修(県大久保浄水場 7月) ③消費者団体交流講演会 (2月) 各団体のパネル発表 講演：「地球温暖化への対策 わたしたち消費者は何をすべきか」 柴崎 堯氏 (消費生活アドバイザー)	
【行政の審議会等の参加】 なし	【会員数】 12団体 【設立】 1984年 【運営】 定例会(月1回)

埼玉県内の市町村における消費生活関連事業調査報告

2010年 10月
第46回埼玉県消費者大会実行委員会
埼玉消費者被害をなくす会

1. 調査実施時期 2010年 6月
2. 調査対象 埼玉県内の64市町村（2009年度70市町村）
3. 回答状況 64市町村

Q1. 消費者行政を担当している部署について

＜職員の専任・兼任の区分＞

(自治体数)

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
専任のみ	14	14	12	10	11	13	8	8	10	10	7
専任・兼任両方	8	8	8	10	13	8	12	6	5	3	4
兼任のみ	70	70	72	70	66	64	51	55	55	57	53

*専任の職員が配置されている市町村は、7自治体(11.9%)で昨年10自治体(14.3%)より減少。
専任・兼任の両方が配置されている自治体は、4自治体(前年に比べ専任がいる自治体は△2)
兼任のみの市町村が53自治体(82.8%)と昨年の57自治体(81.4%)より割合は増加。

＜専任職員数＞

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
専任の人数	55	58	45	45	51	58	50	40	45	41	38
兼任の人数	113	120	135	129	186	171	163	164	160	165	152

*減少化傾向が続く、消費者行政担当職員数
専任の人数は38人(前年に比べ△3人)、兼任の人数は152人(前年に比べ△13人)

Q2. 一般会計当初予算と消費者行政関連予算について

一般会計当初予算		消費者行政関連予算 ()内前年自治体数	
前年度より増えている	53自治体 82.8% (46自治体)	前年より増えている	51自治体 79.7% (32)
		前年と同じ	1自治体 1.59% (6)
前年度より減っている	11自治体 17.2% (24自治体)	前年より減っている	12自治体 18.8% (32)
予算合計額 (前年比)	105.1%	126.9%	

*消費者行政関連の予算・決算共に昨年より大幅に増加。ただし自治体の交付金(※)を除いた自主財源での予算額は減少しています。

※昨年、消費者行政充実・強化の為に国が予算措置を行った「消費者行政活性化交付金(3年間で223億円)」が交付申請を行った自治体に交付されたことが影響。

●消費者行政関連の決算額について《予算比、市町村合計106.6%》(前年自治体数)

予算よりも多かった自治体 27自治体 42.2% (1自治体)
 予算より少なかった自治体 34自治体 53.1% (64自治体)
 予算と同額だった自治体 3自治体 4.7% (5自治体)

●一般会計予算に占める消費者行政関連予算の割合について

前年度より増えている自治体 30市 17町村 73.4%
 前年度より減っている自治体 9市 6町村 23.4%

●消費者行政関連予算の金額の傾向（平成22年度）

1,000万円以上 10自治体(前年 4)
 500万円以上 1,000万円未満 15自治体(前年 11)
 100万円以上 500万円未満 26自治体(前年 28)
 10万円以上 100万円未満 13自治体(前年 24)
 10万円未満 0自治体(前年 3)

●消費者行政関連予算のうち活性化基金の比率（予算比）

0% 6自治体 10.9% *検討中 1自治体
 1~2.4% 13自治体 20.3%
 2.5~4.9% 18自治体 28.1%
 5.0~10.0% 26自治体 40.6%

消費者行政関連予算のうち	平成21年(70市町村平均)	平成22年(64市町村平均)
活性化基金を抜いた自主財源の比率	94.4%	68.3%
活性化基金の比率	5.6% (1自治体)	31.7% (57自治体)

*21年度の予算に活性化基金を計上していた自治体はさいたま市のみ

●消費者行政関連予算の自主財源の比率（活性化基金を抜いた自主財源予算を前年予算と比較）

今年度自主財源が増えた自治体 36自治体 56.3%
 昨年比 5.0~10.0%の自治体 24自治体 37.5%
 昨年比 0~4.9%の自治体 4自治体 6.3%

*21年度の消費行政関連当初予算と比較しています。

●消費者行政関連予算 金額トップ5

1位 さいたま市 76,780千円 2位 川越市 27,001千円
 3位 狭山市 23,174千円 4位 上尾市 18,979千円
 5位 所沢市 15,169千円

●人口1人当たりの消費者行政関連予算 金額トップ5

1位 東秩父村 211.2円 2位 ときがわ町 181.2円
 3位 越生町 177.0円 4位 狭山市 147.0円
 5位 嵐山町 135.4円

※ときがわ町の消費者行政関連予算は
 97.3%が相談員報酬に充てられています

Q3. 消費者団体に対する補助金等の制度について

ある 37自治体・57.8% (前年43自治体)
 なし 27自治体・42.2% (前年27自治体)

補助金額の内訳

()は前年

金額	30~40万	20~30万未満	10~20万未満	5~10万未満	1~5万未満
自治体数	5 (5)	8 (6)	11 (12)	8 (8)	5 (9)

補助金を受けている団体数 57団体 5,926千円 (1団体平均 104千円)
 (昨年は、59団体 5,839千円)

Q9. 消費者教育として実施していることは何ですか？（複数回答）（ ）内前年自治体数

消費者教育講座・一般対象	42自治体 65.6% (前年 50)
消費者教育講座・若者対象	7自治体 11.1% (前年 10)
消費者教育講座・高齢者対象	33自治体 51.6% (前年 33)
消費者教育講座・《その他》民生委員、ヘルパー、団体会員、障がい者、新入社員他	
情報提供・広報誌の活用	56自治体 87.5% (前年58)
情報提供・パンフレットの配布	49自治体 76.6% (前年49)
情報提供・情報誌の作成	7自治体 11.1% (前年 9)
情報提供・回覧等で呼びかけ	10自治体 15.6% (前年21)
情報提供・有・無線放送防災無線等の活用	10自治体 15.6% (前年 6)
情報提供・《その他》駅頭電光掲示板、ホームページ掲載、生活展の開催、パネル展示他	
商品テストの実施	実施 5自治体 (7.9%) 未実施 59自治体 (92.2%)
消費者モニター制度	あり 6自治体 (9.5%) (前年 6) なし 58自治体 (90.6%) (前年 64)
消費者啓発関連のホームページの運営	あり 28自治体 (43.8%) (前年 26) なし 36自治体 (57.1%) (前年 44)

Q10. 消費者相談の窓口の設置について

消費生活センターを 設置している ※	35自治体 54.7% (前年 24)	20年度 相談件数	1～999件	26自治体 (15)
			1000～1999件	7自治体 (8)
			2000件以上	1自治体 (1)
庁舎内に消費者相談 窓口を設置して いる	23自治体 35.9% (前年 39)	20年度 相談件数	1～49件	14自治体 (20)
			50～99件	2自治体 (5)
			100～499件	7自治体 (14)
設置していない	6自治体・9.52% (前年 7) (他の自治体に委託している 4含む)			

※ 消費生活センターとは、「相談員がいて相談日が週4日以上開設、P I O - N E T設置」が基準です。

* 他自治体と連携して週4日開設（各・週2）している自治体は窓口設置にカウント。

●相談件数の変化について

	10年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
相談件数 (市)	12,598	16,965	20,295	24,214	41,725	52,489	33,590	30,881	31,334	30,370	29,952
相談件数 (町村)	138	131	131	187	805	1,493	884	872	699	651	515
計	12,736	17,096	20,426	24,401	42,530	53,982	34,474	31,753	32,033	31,021	30,467

●相談内容の内訳

()内 構成比

	あっせん	紹介	助言	情報提供	その他
件数(市)	3,003 (10.0%)	2,162 (7.2%)	18,555 (61.9%)	4,207 (14.0%)	116 (0.4%)
件数(町村)	61 (11.8%)	38 (7.4%)	247 (48.0%)	59 (11.5%)	11 (2.1%)
計	3,064 (10.1%)	2,200 (7.2%)	18,802 (61.7%)	4,266 (14.0%)	128 (0.4%)
前年構成比	(9.3%)	(6.5%)	(69.7%)	(13.8%)	(0.7%)

*相談内容の内訳の合計 市：28,043件 町村：417件（合計28,460件）

●相談日数・相談件数について

<相談員の人員体制（1日当り）>

相談員数	1人	1人～2人	2人	2人～3人	3人以上
自治体数	24市17町	6市	7市	2市	1市

*消費生活相談員を配置している自治体は57自治体・89.1%（前年63自治体）

<相談受付件数300件以上の市（平成10年度、16年度～20年度と21年度との比較）>

自治体	平成10年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
さいたま市	2,067	14,770	10,029	9,163	9,730	9,057	9,043
川越市	525	2,915	1,514	1,320	1,273	1,313	1,237
熊谷市	201	652	307	343	321	448	503
川口市	954	3,229	2,160	1,988	1,971	1,799	1,590
所沢市	1,469	2,953	1,798	1,714	1,847	1,705	1,697
狭山市	1,129	3,511	1,966	1,659	1,527	1,511	1,401
上尾市	738	3,345	1,790	1,657	1,611	1,622	1,526
草加市	614	993	1052	1,068	1,006	928	936
越谷市	900	2,425	1,634	1,497	1,449	1,346	1,271
戸田市	48	414	471	486	529	546	725
入間市	620	2,451	1,381	1,248	1,168	1,272	1,141
朝霞市	273	1,407	692	654	583	601	653
和光市	—	943	618	517	563	525	534
新座市	404	1,661	1,064	941	1,177	1,001	919
富士見市	299	781	705	721	667	646	631
ふじみ野市	252	758	651	669	723	694	634
三郷市	372	338	196	586	545	527	569
飯能市	151	532	469	477	457	490	409
坂戸市	210	693	397	351	405	398	368
計	11,226 件	44,771 件	28,894 件	28,2290 件	27,552 件	26,429 件	27,089 件

●64市町村の相談日数の内訳

相談日	週1日未満	週1日以上	週2日以上	週3日以上	週4日以上	週5日以上	週7日以上
自治体数	6自治体	14自治体	9自治体	10自治体	6自治体	18自治体	1自治体

Q11. 消費者行政充実のための体制および政策等について

●本課行政職員（専任）の増員について

本年度 職員を増員	3自治体 4.6%
来年度 職員を増員予定	0
当面予定なし	61自治体（協議中1、減員1含む） 95.3%

●「消費生活相談窓口（センター）」周知の方法の1つとしての「訪問販売お断りシール」（通称）について

シールがある自治体	11 自治体 17.2%
シールがない自治体	53 自治体 82.8%

*シールがない 53 自治体のうち、今年度作成予定の自治体 3 自治体
 来年度作成予定の自治体 3 自治体
 作成を検討中の自治体 2 自治体

*シールの配布方法

消費生活センターや窓口・公民館内に配架、講座受講者等へ配布、広報紙へ折込み等

2010 年度の消費生活関連事業調査から見えてきたこと

1、消費者行政を担当する人員体制（専任職員・兼任職員）が、過去 10 年間で最も少ない体制になっています。

消費者行政を担当している職員体制は、専任職員が配置されているのが 11 自治体（前年に比べ▲2）となり、過去 10 年間で、最も少ない人員体制になっています。5 年前（平成 17 年）と比べると、専任職員がいる自治体数が 21 自治体から 11 自治体に減少しています（平成 16 年と比べると 13 自治体の減少）。

専任職員の数も、過去 10 年間で最も少なく 38 人（前年比△3 人）。5 年前と比べても、58 人から 20 人減少しています。

自治体の合併等もありますが、合併した 8 自治体の昨年の専任職員数は 2 人（兼任職員数 16 人）ですが、合併後は専任の職員は 0 人（兼任は 5 人）と減少しています。また、さいたま市は専任職員が多く、さいたま市を除く 63 市町村での専任職員数は 25 人になってしまいます。また、人口 20 万人以上の都市（9 自治体）で、専任の職員が配置されていない自治体が 5 自治体あります。

国は、本年 2 月「地方消費者行政充実・強化のためのプラン」を発表し、3 月には消費者基本計画を閣議決定しました。同プランでは、地域での消費生活を支える行政の充実・強化、すなわち、地方消費者行政の充実・強化なくして、消費者被害の防止や救済、消費生活の安定向上はあり得ないと述べております。県及び市町村の消費生活相談窓口で受付けた相談件数は、減少しているとはいえ 49,472 件にも達しています。市町村において、消費者行政を推進していくうえで、担当する職員の配置は決定的に重要であり、体制の強化を求めます。

2、消費者行政関連予算では、活性化基金を除く自主財源は前年を下回っています。（当初予算）

消費者行政関連予算では、活性化基金の活用もあり、前年に比べ 126.9%の伸長になっています（前年を下回ったのは 12 自治体、活性化基金の未活用は 6 自治体）。昨年からの 3 年間を「集中育成・強化期間」と位置づけた取り組みが具体化しつつあるのがうかがえます。

しかし、市町村の自主財源を含めた積極的な展開を期待していたところですが、今年度の当初予算では、自主財源の活用額では前年を下回る結果（前年比 99.3%）になっています。地方消費者行政は、地域の消費者の立場にたった消費者のための行政であり、地方自治その

ものであると考えます。まさに、活性化基金を呼び水として、市町村が自らの判断で、自主財源を含め重点配分をすることが必要と考えます。

3、多くの市町村に消費生活センターの設置が待たれます。

平成16年度をピークに架空・不当請求が減少しているため相談件数は減少しています。しかし、手口は巧妙・悪質になっており、件数は高い水準で推移し（平成21年度の埼玉県内の相談件数49,472件）、なかでも60歳以上の相談件数は増加しています（相談件数12,581件、件数・割合とも過去5年間で最高）。相談内容では「あっせん」が前年に比べ増加しています（前年に比べ構成比で+0.8%）。しかし、消費生活センター（相談員がいて相談日が週4日以上開設、P I O - N E T設置）を設置しているのは35自治体（多くは相談員1人）で前年の24自治体より増加しましたが、週5日以上相談日開設は18自治体（全自治体の28%）に留まっています。また未設置が2自治体あります。

4、消費者団体の育成・強化

地域の消費者団体は、財政問題や後継者の育成、活性化などの問題を抱えながら日々奮闘しています。消費者団体への補助金は、37市町村（前年比▲6団体、+87千円）で行われています。しかし依然として27自治体では、「補助金制度がない」又は「補助金が0円」です。

消費者団体の育成・強化のために、補助金制度の充実が望まれます。

5、啓発・情報提供の必要性

広報誌を活用し情報提供している自治体は56自治体になります。また、パンフレット等の活用も49自治体と前年に比べ大きな変化はありません。消費者教育講座（一般対象）の実施も42自治体と前年に減少しています（▲8）。消費者啓発関連のホームページ運営も27自治体でしか行われていません。「平成20年度版国民生活白書」によると消費者が被害（消費者被害）にあった時の相談先について、どこにも相談していない人が33.7%いるという結果が出ています。今後の消費者教育の充実を期待するところです。また、「訪問販売お断りシール」（通称）についても53の自治体で作成していない、今後（今年度・来年度）作成の予定がある自治体は6自治体のみという結果でした。

6、地方消費者行政担当部局と消費者団体の連携

消費者被害の未然・拡大防止に向けて、福祉関係38自治体（前年34自治体）、警察関係10自治体（17）、介護関係17自治体（16）、など51自治体では庁内関係部署等と連携をとっています（前年に比べ8増加）。消費者被害の救済に向けての努力を評価するとともに、連携していない13自治体での取り組みを熱望します。

また、消費者相談窓口へ寄せられる相談内容では、あっせんが増加し・助言が減少しています。相談者が自主交渉で解決することが困難な相談が増えていることの現れと思われるしていますが、市町村に対して「消費者相談窓口」の周知徹底を強めることは重要です。

また、消費者団体と連携した啓発活動は非常に効果的であると考えます。消費者被害の中には、他者には相談しにくく表面化しにくいという傾向があるものも多いですが、把握しにくい消費者被害を掘り起こしていくという点からも、消費者団体と連携していくことは重要です。

The Royal Pines Wedding

皆さまの心にひとつ 永遠に輝く感動を

この世界でただひとりの人にめぐり合い新しい人生の一步を踏み出すとき。それは、愛や祝福に満ち溢れる特別な瞬間。そして、これまで支えてくれた方々に感謝の気持ちを伝える大切な時間でもあります。そんなしあわせの始まりをおふたりと創り上げ、ともに笑顔や幸福を分かち合えることが私たちの大きなよろこびです。おふたりにとって、そしてゲストのみなさまにとって、いつまでも心に残るひとときをお届けします。



URAWA

ROYAL PINES HOTEL

〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町 2-5-1
お問合せは、プライダルサロン(2F)まで。

TEL.(048)827-1122(直通)

<http://www.royalpines.co.jp/urawa/wedding/>



私たち全農グループは、
生産者と消費者を 安心で結ぶ懸け橋
になります。

 **JA全農さいたま**

生協組合員の皆さまへ



大会のご盛会を 心よりお祝い 申し上げます

へろつきたくは、
はたらく皆さまのための金融機関。
様々な商品・サービスを通じて、
皆さまの夢や暮らしを応援します。



ろうきんイメージモデル 高垣麗子

24時間いつでも、ローン相談を受付中!
<http://chuo.rokin.com>

または「中央ろうきん」
で検索してください。

中央ろうきん

検索

モバイルサイト(携帯電話)も

「ローンのご相談」を受付中

※二次元バーコード(QRコード)の読み取りは、端末機種・印刷状態・読み取り環境等により正常に読み取れない場合があります。ご了承ください。



もっとサポート
ずっとサポート

中央ろうきん

茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・
山梨の店舗でお待ちしております。



お問い合わせは

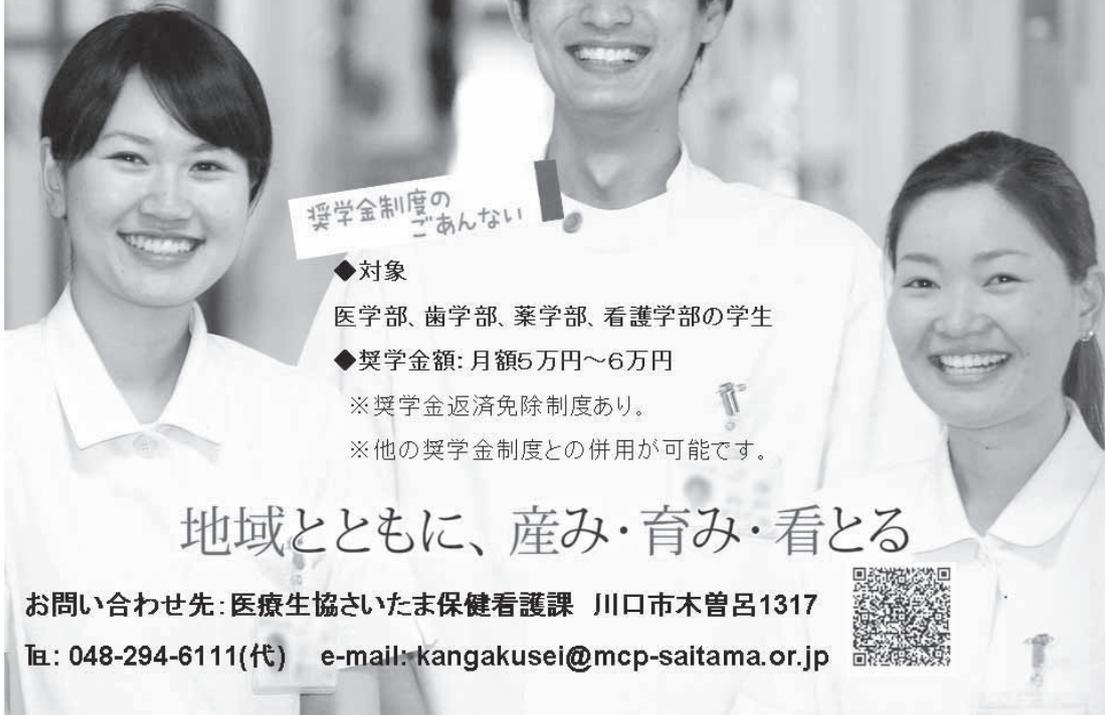
生協組合員向けフリーダイヤル TEL 0120-692-506

月～金曜日
AM9:00～PM6:00
(祝祭日休)

(2010年8月25日現在) 中央労働金庫

医療生協さいたま

www.mcp-saitama.or.jp/



奨学金制度の
ごあんない

◆対象

医学部、歯学部、薬学部、看護学部の学生

◆奨学金額: 月額5万円～6万円

※奨学金返済免除制度あり。

※他の奨学金制度との併用が可能です。

地域とともに、産み・育み・看とる

お問い合わせ先: 医療生協さいたま保健看護課 川口市木曾呂1317

TEL: 048-294-6111(代) e-mail: kangakusei@mcp-saitama.or.jp



pal*system

ユーアイコープは「産直」と「環境保全」を大切に、食卓へ「安全」「おいしい」「お役立ち情報」をお届けします。

産直・安心、生協の宅配パルシステム

カタログのサンプルをお送りします。
お申込み・お問い合わせもお気軽に！
フリーダイヤル 0120 - 039 - 088
(受付時間:月～金 9:00～19:00)

埼玉県勤労者生活協同組合

ユーアイコープ

<http://www.uicoop.com>

info@uicoop.com



稲刈り体験&野菜の収穫祭

pal*system

安全・安心・おいしさを
お届けします。

パルシステムのお米や青果は、
つくる人の顔が見える産直品。

ライフスタイルに合わせた
3つのカタログをご用意して、
「安全」「安心」「おいしさ」を、
ご自宅までお届けします！



生活協同組合 **ドウコープ**

サンプルカタログを差し上げます。
お気軽にお問い合わせください。

TEL 0120-860-678

受付 月～金 AM 9:00～PM 8:00



BODY+

プラスココロ

花菱のオーダースーツづくりにはココロがあります。



B e style	自分らしく、自分仕様のスーツデザイン。
E ntertainment	ビジネス、フォーマル、オフ。様々なシーン。
S ustainability	いつでも着たい。いつまでも着たい。
P erformance	作り手の顔が見える安心感。
O ne & only	唯一無二。世界に一つだけの満足。
K indness	身体に優しく、快く。
E njoy	喜びを得る。そして、楽しむこと。

花菱縫製株式会社

〒339-8686 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保2059
TEL 048-798-4129(代)
<http://www.hanabishi-housei.co.jp/>

HANABISHI

確かな技術が守り続けます。 あなたの街の電気安全



1. ご家庭や商店等の電気設備の安全調査などを定期的に行っています。
2. ビルや工場などのお客さまから委託を受けて電気設備の点検を行っています。
3. チラシ・パンフレット・講習会やテレビなどで電気安全知識のPRを行っています。



財団法人関東電気保安協会埼玉事業本部

さいたま市中央区上落合 4-10-6

TEL 048-856-3051 <http://www.kdh.or.jp>

県内事業所 さいたま/熊谷/越谷/川越/久喜/所沢

日本を、食卓から **元気** にしたい。

産地の支援や食料自給力の向上のために

「産地支援野菜セット」

コープネットは、日本の食料持久力をどのようにして上げていくか、世界の食糧危機にどう備えるかという視点で食料・農業についての政策をつくり、取り組みを進めています。

天候被害によりキズができた野菜や、産地・出荷団体などが定める規格（重量や形状）に外れた野菜や果物を無駄にしないよう、食味評価が一定レベル以上の農産物を、会員8生協の店舗と宅配サービスで割安価格にて販売します。



いはらきコープ とちぎコープ コープぐんま ちばコープ さいたまコープ
コープとうきょう コープながの コープにいがた コープネット事業連合

コープネット

検索

<http://www.coopnet.jp/>

さいたまコープは、安心して豊かなくらしを支えます

おいしい、うれしい、たのしい、ころあつたまる「コープのお店」



おいしく食べる、しあわせ届く、生協の宅配「コープデリ」



ありがとう くらしとともに40年



さいたまコープ

40周年

埼玉県さいたま市南区根岸1丁目5番地5号
TEL 048-861-1181 (代表) <http://saitama.coopnet.or.jp>

さいたまコープ

検索



co-op deli
生協の宅配コープデリ

コープデリの資料請求・お問い合わせは

おいしさ コープ
0120-043-502

一人ひとりに
合わせた安心を。
こくみん共済には
家族を大切に思う
保障があります。

家族一人ひとりに、一生つづく大きな安心を。

こくみん共済

個人定期生命共済・子ども定期生命共済・熟年定期生命共済・傷害共済・終身生命共済・個人長期生命共済

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。



全労済埼玉県本部 ☎048-822-0631

(埼玉県労働者共済生活協同組合)



**LPガスのこと、
お気軽にご相談ください。**

安全性はどうなの？

LPガスには
どういう特徴が
あるの？

ガス器具の
交換はどうしたら
いいの？

環境に
やさしいって
本当？

災害時に
強いって
本当なの？

全国どこでも
使えるの？



**きっと満足!!
ご相談受付中!**

埼玉県LPガスお客様相談センター

フリーダイヤル **0120-41-9640**

☎ご相談タイム/午前9:00~午後5:00(土・日・祝日は休ませてください)



社団法人 埼玉県LPガス協会内

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-2-1-410
エイベックスタワー浦和 オフィス東館4F

LPガスは、強い火力で料理にうれしい。

LPガスの発熱量は24,000Kcal、強い火力が大きな魅力。火力が強いエネルギーなので料理のプロたちも好んでLPガスを受用。LPガスを使った料理はとてもおいしく出来上がると言われています。キッチンに立つ奥様の強い味方です。

しかも、環境にやさしい、災害にも強い。

しかも、LPガスは、各家庭へ容器によって供給。どんな場所でも簡単に設置できます。定期的にご家庭に伺い、配送・点検しますので、安全・安心さも格別。環境にやさしい、万一の災害時にも強いなど、たくさんの魅力を備えたLPガス。この機会に、ご検討されてみてはいかがでしょうか。

やっぱり、LPガスがいいね。

住まいづくりは **安心・安全の住宅生協** で

環境に配慮
省エネ住宅

長寿命の家
「明日家」
あすか

高齢者・障
害者に優し
い家

COOP ハウス「未来館」

「現在」～「未来」への安心をサポートする高齢者専用賃貸住宅

- ◆リフォーム（増改築、耐震工事、屋根、外壁塗装、内装など）大歓迎
- ◆安全シロアリ消毒

お気軽に
お電話
下さい



さいたま住宅生活協同組合

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-10-12

TEL048-835-2801 <http://www.houscoop.or.jp/>

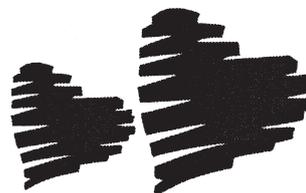
お問
い合
わせ

0120-502-817

見積り
無料



- カタログ チラシ ハガキ
- 名刺 社内報 文集
- 帳票類 同人誌 自費出版



合同会社

双信舎印刷

さいたま市浦和区瀬ヶ崎2-16-10

TEL.048-886-5556

FAX.048-881-0975

mail : sosinsya@f5.dion.ne.jp

～地球の環境にやさしく、街の安全を守るプロフェッショナル～



総合ビル管理・警備

◇ 株式会社 イイズカ商会

本社：さいたま市西区佐知川 1309-7

TEL：048-622-2551

研修センター：大宮ソニックシティビル16F

TEL：048-648-5000



～～清掃・警備スタッフ募集中～～

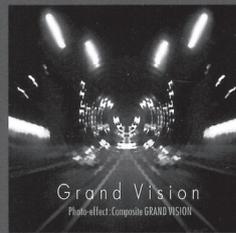
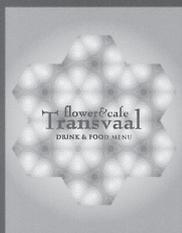
生産と消費をむすぶ

米の産直

まいみやま米店



〒338-0014 さいたま市中央区上峰4-9-5
TEL/FAX 048-852-8888



屋内・屋外看板 / 電気・LED看板 / イベント・各種会館
リメイク・修理・その他 小さな物1点からでも承ります。

御見積もり 無料です

TEL 048-855-4437

FAX 048-852-1936

有限会社 創業明治38年

美術看板工芸 **ヨロツヤ**

埼玉県さいたま市桜区下大久保 1028-30

主 催 第 46 回埼玉県消費者大会実行委員会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

埼玉県生協連内

TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973

